

平成 20 年 度

定 例 監 査 等 結 果 報 告 書

〔 集 録 〕

岡 崎 市 監 査 委 員

目 次

消 防 本 部	1
学校・幼稚園及び保育園	5
市 民 文 化 部	7
（市民課・市民協働推進課・安全安心課・文化国際課・シビックセンター・美術博物館・ 地域文化広場・美術館・額田支所）	
出 資 団 体 監 査	23
（社会福祉法人岡崎市福祉事業団）	
公の施設の指定管理者監査	34
（社会福祉法人岡崎市福祉事業団）	
水 道 局	37
公の施設の指定管理者監査	44
（じさんじょの会）	
教育委員会事務局	47
（教育委員会事務局及び図書館交流プラザ）	
財 政 援 助 団 体 監 査	68
（岡崎市体育協会）	
土 木 建 設 部	71
（技術管理課・土木用地課・道路維持課・道路建設課・公園緑地課・河川課）	
財 政 援 助 団 体 監 査	83
（岡崎市婦人自主防災クラブ連絡協議会）	
工 事 監 査	86
（土木建設部河川課）	
工 事 監 査	88
（水道局工務課）	

消 防 本 部

1 監査の実施期間

平成20年3月28日～平成20年5月26日

2 監査の範囲

平成19年度（4月1日～1月31日）における財務に関する事務の執行等について

3 監査の実施概要

この監査は、次の各項目に係る事務処理が法令等に準拠して適正に執行されているかどうかについて、提出された監査資料により消防長等の説明を求め、関係書類を試査するとともに、必要に応じて関係職員の説明をも聴取して実施した。

- (1) 予算の執行状況について
- (2) 経理事務について
- (3) 財産管理について

4 監査の結果

各事務は、法令等に準拠しておおむね適正に執行されていると認められたが、別紙のとおり指摘事項等が見受けられた。

なお、結果概要については、次のとおりである。

消 防 本 部

(1) 予算の執行状況について

予算は目的に従って適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

一般会計

歳 入

(単位:千円、%)

項	目	予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	対予算現額 (C/A) × 100	対調定額 (C/B) × 100
使用料及び手数料	消 防 使 用 料	2,375	2,132	2,132	0	89.8	100.0
	消 防 手 数 料	6,155	5,739	5,739	0	93.2	100.0
国庫支出金	消防費国庫補助金	50,000	0	0	0	0.0	-
諸 収 入	雑 入	45,332	7,941	7,550	391	16.7	95.1
市 債	消 防 債	60,000	0	0	0	0.0	-
	計	163,862	15,812	15,421	391	9.4	97.5

歳 出

(単位:千円、%)

項	目	予 算 現 額 (A)	支出負担行為済額 (B)	予 算 残 額 (A) - (B)	執 行 率 (B/A) × 100
消 防 費	常 備 消 防 費	3,093,546	2,610,414	483,132	84.4
	非 常 備 消 防 費	269,439	179,591	89,848	66.7
	消 防 施 設 費	287,060	217,490	69,570	75.8
	災 害 対 策 費	25,495	21,789	3,706	85.5
	計	3,675,540	3,029,284	646,256	82.4

収入済額の主なものは、危険物貯蔵施設検査等手数料に係る消防手数料5,739千円、雑入の消防団員等公務災害補償等共済基金収入3,792千円である。

支出負担行為済額の主なものは、次のとおりである。

消防施設費

工事請負費 100,445千円 ((仮称) 東消防署形埜出張所建設用地造成工事等)

備品購入費 74,246千円 (自動車購入費等)

非常備消防費

負担金補助及び交付金 44,701千円 (消防団員等公務災害補償等共済基金負担金等)

報酬 44,240千円 (消防団員報酬)

(2) 経理事務について

ア 収入事務について

税外調定書等の計数及び危険物貯蔵施設検査等手数料の徴収事務については、適正に執行されていると認められた。

イ 支出事務について

支出負担行為決議書等の計数及び資金前渡された経費等の精算状況については、適正に執行されていると認められた。

ウ 契約事務について

(仮称) 東消防署形埜出張所建設用地造成工事に係る工事請負契約書及びその他の契約文書については、おおむね適正に処理されていると認められた。

エ 現金の出納について

現金により徴収されている危険物貯蔵施設検査等手数料等は、遅滞なく収納されていると認められた。

(3) 財産管理について

公有財産台帳及び備品管理等については、おおむね適正に管理されていると認められた。

別紙

指摘事項

東消防署本署空調設備保守点検業務委託契約等において、契約書に規定された第三者に再委託する場合の書面による手続きがなされていなかったため、今後は適正に処理されたい。

外郭団体の事務処理において、預金通帳と印鑑を同一人物が保管管理をしているなどの不備が見受けられたので、昭和 45 年 4 月 16 日付け庶第 783 号助役依命通達による「外郭団体の取扱事務について」に記載されている事項に留意し、適切な処理をされたい。

意見

消防団連合会補助金及び婦人自主防災クラブ連絡協議会補助金の中に、補助対象にそぐわないと思われるものが見受けられるので、補助対象基準についての見直しを検討されたい。

また、間接市費補助事業者等からの実績報告の確認についても適正に行われたい。

公有財産及び備品管理については法令等に準拠した適正な処理をされたい。

消防団員家族慰安会実施委託業務の契約については、複数業者による企画内容を比較し業者選定する方法をとっているが、プロポーザル方式とも異なるため、契約方法について適正な処理をされたい。

また、業務自体のあり方についても検討されたい。

機器賃貸借契約において、見積りの際に、リース機器等の本体価格とリース手数料等のリース会社の経費を詳細に区分した内訳を提出させて金額をチェックし、再リースする場合にもこれを参考に価格をチェックされるよう要望する。

学校・幼稚園及び保育園

1 監査の対象及び実施期日

監 査 の 対 象					実 施 日
甲山中学校	梅園小学校	根石小学校			平成20年5月8日
南中学校	城南小学校	羽根小学校			平成20年5月9日
竜海中学校	六名小学校	竜美丘小学校			平成20年5月12日
矢作北中学校	大樹寺小学校	大門小学校			平成20年5月13日
福岡南保育園	福岡保育園	矢作南保育園	矢作西保育園	北野保育園	平成20年5月14日
岩津中学校	岩津小学校	広幡幼稚園			平成20年5月15日
奥殿小学校	恵田小学校	細川小学校			平成20年5月16日
奈良井保育園	緑丘保育園	大西保育園	稲熊保育園	井田保育園	平成20年5月19日
竜南中学校	上地小学校	岡崎小学校			平成20年5月20日

2 監査の範囲

平成19年度（4月1日～3月31日）における財務に関する事務の執行等について

3 監査の実施概要

この監査は、配当予算の執行、現金の出納及び物品の管理を主眼に、関係書類に基づき試査し、各小中学校長、幼稚園長及び保育園長等の説明を聴取するとともに施設の維持管理状況について視察を行った。

4 監査の結果

(1) 小中学校及び幼稚園

各小中学校及び幼稚園とも財務に関する事務（予算の執行、現金の出納及び物品の管理等）及び施設の維持管理について、おおむね適正に執行されていると認められたが、別紙のとおり意見を付す。

(2) 保育園

各保育園とも財務に関する事務（予算の執行、現金の出納及び物品の管理等）及び施設の維持管理について、おおむね適正に執行されていると認められたが、別紙のとおり意見を付す。

別紙

意見

対 象	意 見 内 容
小 中 学 校 幼 稚 園 保 育 園	<p>本市の子ども医療費助成制度の拡大により、日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となった場合の同給付割合が減少し、これに対応して本市の財政負担が増大することとなった一面がある。そこで、この状況について地方自治法第2条第14項の趣旨を踏まえ今一度検討されたい。</p>
小 中 学 校	<p>要保護及び準要保護児童生徒の給食扶助費交付事務において、実食分と異なった扶助費が支払われていたため、今後は担当者間の連絡を密にするとともに、交付申請後に欠食等が生じた場合は、確実に変更処理を行い実態と合致した扶助費の交付をするよう適切な執行体制を整備されたい。</p> <p>毒物及び劇薬の管理においては、校長、教頭の監督及び理科主任の計画の下に、管理責任者を明確にするとともに、薬品台帳の現有量や使用状況を確実に記録されたい。</p> <p>また、盗難や事故等に備え、すべての毒物及び薬物について薬品庫等に施錠して保管するよう適切な管理体制を整備されたい。</p>

市 民 文 化 部

市民課・市民協働推進課・安全安心課・文化国際課・シビックセンター
美術博物館・地域文化広場・美術館・額田支所

1 監査の実施期間

平成20年9月11日～平成20年11月28日

2 監査の範囲

平成20年度（4月1日～7月31日）における財務に関する事務の執行について

3 監査の実施概要

この監査は、次の各項目に係る事務処理が法令等に準拠して適正に執行されているかどうかについて、提出された監査資料により部課長等の説明を求め、関係書類を試査するとともに、必要に応じて関係職員の説明をも聴取して実施した。

- (1) 予算の執行状況について
- (2) 経理事務について
- (3) 財産管理について

4 監査の結果

各事務は、法令等に準拠しておおむね適正に執行されていると認められたが、別紙のとおり指摘事項等が見受けられた。

なお、結果概要については、次のとおりである。

市 民 課

(1) 予算の執行状況について

予算は目的に従って適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

一般会計

歳 入

(単位:千円、%)

項 目	予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	対予算現額 (C/A) × 100	対調定額 (C/B) × 100
使用料及び手数料	総務使用料	523	236	236	0	45.1
	総務手数料	123,458	39,812	39,812	0	32.2
国庫支出金	総務費委託金	29,749	0	0	0	0.0
諸 収 入	雑 入	142	4	4	0	2.8
計		153,872	40,052	40,052	0	26.0

歳 出

(単位:千円、%)

項 目	予 算 現 額 (A)	支出負担行為済額 (B)	予 算 残 額 (A) - (B)	執 行 率 (B/A) × 100	
総 務 費	支 所 費	208,926	75,478	133,448	36.1
	戸籍住民基本台帳費	276,607	106,513	170,094	38.5
	外国人登録費	34,513	12,551	21,962	36.4
	諸統計調査費	300	143	157	47.7
民 生 費	社会福祉総務費	6,875	6,613	262	96.2
計		527,221	201,298	325,923	38.2

収入済額の主なものは、総務手数料の印鑑登録証明書、住民票等写し及び戸籍謄抄本の交付等に係る戸籍住民手数料 36,623 千円である。

支出負担行為済額の主なものは、戸籍住民基本台帳費の戸籍情報システム保守点検業務等に係る委託料 15,976 千円である。

(2) 経理事務について

ア 収入事務について

税外調定書等の計数並びに印鑑登録証明書、住民票写し及び戸籍謄抄本の交付に係る手数料等の徴収事務については、適正に執行されていると認められた。

イ 支出事務について

支出負担行為決議書等の計数については、適正に執行されていると認められた。

ウ 契約事務について

戸籍情報システム保守点検業務委託契約書及びその他の契約文書については、おおむね適正に処理されていると認められた。

エ 現金の出納について

現金により徴収されている住民票等写し交付手数料等は、遅滞なく収納されていると認められた。

(3) 財産管理について

備品管理等については、おおむね適正に管理されていると認められた。

市民協働推進課

(1) 予算の執行状況について

予算は目的に従って適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

一般会計

歳 入

(単位：千円、%)

項	目	予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	対予算現額 (C/A) × 100	対調定額 (C/B) × 100
使用料及び手数料	総務使用料	303	22	22	0	7.3	100.0
	総務手数料	8	2	2	0	25.0	100.0
諸 収 入	生活資金貸付金元利収入	6,012	0	0	0	0.0	-
	災害防止工事資金貸付金元利収入	25,050	0	0	0	0.0	-
	住宅宅地資金貸付金元利収入	601,200	0	0	0	0.0	-
	雑 入	3,872	918	918	0	23.7	100.0
計		636,445	942	942	0	0.1	100.0

歳 出

(単位：千円、%)

項	目	予 算 現 額 (A)	支出負担行為済額 (B)	予 算 残 額 (A) - (B)	執 行 率 (B/A) × 100
総 務 費	財 産 管 理 費	63,356	1,416	61,940	2.2
	自 治 振 興 費	212,555	184,625	27,930	86.9
	男女共同参画費	6,507	3,202	3,305	49.2
	市民相談費	27,459	12,125	15,334	44.2
	市民ホーム管理費	123,581	77,546	46,035	62.7
	地域交流センター建設費	9,587	6,755	2,832	70.5
民 生 費	社会福祉総務費	6,000	6,000	0	100.0
土 木 費	公園緑地総務費	45	43	2	95.6
	住 宅 総 務 費	625,000	625,000	0	100.0
計		1,074,090	916,712	157,378	85.3

収入済額の主なものは、雑入の学区市民ホーム冷暖房機利用に係る冷暖房機利用収入 893 千円

である。

支出負担行為済額の主なものは、住宅総務費の住宅宅地資金預託金等に係る貸付金 625,000 千円及び自治振興費の町内会業務等に係る委託料 146,493 千円である。

(2) 経理事務について

ア 収入事務について

税外調定書等の計数及び学区市民ホームにおける冷暖房機の使用の収納事務については、適正に執行されていると認められた。

イ 支出事務について

支出負担行為決議書等の計数及び資金前渡された経費等の精算状況については、適正に執行されていると認められた。

ウ 契約事務について

井田学区市民ホーム外部改修工事契約書及びその他の契約文書については、おおむね適正に処理されていると認められた。

エ 現金の出納について

現金により徴収されている地縁による団体証明書交付手数料等は、遅滞なく収納されていると認められた。

(3) 財産管理について

公有財産台帳及び備品管理等については、おおむね適正に管理されていると認められた。

安全安心課

(1) 予算の執行状況について

予算は目的に従って適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

一般会計

歳 入

(単位:千円、%)

項	目	予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	対予算現額 (C/A) × 100	対調定額 (C/B) × 100
交通安全対策特別交付金	交通安全対策特別交付金	76,189	0	0	0	0.0	-
使用料及び手数料	商 工 手 数 料	850	227	227	0	26.7	100.0
財 産 収 入	財 産 貸 付 収 入	3,669	68	68	0	1.9	100.0
寄 附 金	総 務 費 寄 附 金	1	0	0	0	0.0	-
	土 木 費 寄 附 金	1	0	0	0	0.0	-
諸 収 入	総 務 費 受 託 事 業 収 入	2	0	0	0	0.0	-
	雑 入	104	210	210	0	201.9	100.0
計		80,816	505	505	0	0.6	100.0

歳 出

(単位:千円、%)

項 目	予 算 現 額 (A)	支出負担行為済額 (B)	予 算 残 額 (A) - (B)	執 行 率 (B/A) × 100	
総 務 費	安全安心推進費	170,824	42,188	128,636	24.7
	市民相談費	4,884	1,520	3,364	31.1
	市民交通災害対策費	2	0	2	0.0
	消費者行政対策費	3,274	2,162	1,112	66.0
商 工 費	計 量 検 査 費	2,886	259	2,627	9.0
土 木 費	交通安全対策総務費	88,130	30,944	57,186	35.1
	交通安全推進費	64,018	36,829	27,189	57.5
	緊急交通安全対策費	269,606	65,307	204,299	24.2
計		603,624	179,209	424,415	29.7

収入済額の主なものは、特定計量器定期検査に係る商工手数料 227 千円である。

支出負担行為済額の主なものは、緊急交通安全対策費の交通安全施設整備事業に係る工事請負費 38,177 千円である。

(2) 経理事務について

ア 収入事務について

税外調定書等の計数については、適正に執行されていると認められた。

イ 支出事務について

支出負担行為決議書等の計数及び資金前渡された経費等の精算状況については、適正に執行されていると認められた。

ウ 契約事務について

防犯灯維持管理業務委託契約書及びその他の契約文書については、おおむね適正に処理されていると認められた。

エ 現金の出納について

現金により徴収されている特定計量器定期検査手数料は、遅滞なく収納されていると認められた。

(3) 財産管理について

公有財産台帳及び備品管理等については、おおむね適正に管理されていると認められた。

文化国際課

(1) 予算の執行状況について

予算は目的に従って適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

一般会計

歳 入

(単位:千円、%)

項	目	予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	対予算現額 (C/A) × 100	対調定額 (C/B) × 100
使用料及び手数料	総務使用料	82,200	29,687	29,302	385	35.6	98.7
	土木使用料	63,216	20,881	20,273	608	32.1	97.1
県支出金	総務費県補助金	9,100	0	0	0	0.0	-
財産収入	利子及び配当金	14,177	1,500	1,500	0	10.6	100.0
	物品売払収入	1,029	212	187	25	18.2	88.2
諸収入	雑 入	8,136	0	0	0	0.0	-
計		177,858	52,280	51,262	1,018	28.8	98.1

歳 出

(単位:千円、%)

項	目	予算現額 (A)	支出負担行為済額 (B)	予算残額 (A) - (B)	執行率 (B/A) × 100
総務費	都市交流諸費	32,843	20,864	11,979	63.5
	市民会館管理費	158,604	130,213	28,391	82.1
	甲山閣管理費	10,442	8,274	2,168	79.2
	竜美丘会館管理費	138,082	133,713	4,369	96.8
	せきれいホール管理費	58,128	53,891	4,237	92.7
商工費	三河武士のやかた家康館費	76,573	68,670	7,903	89.7
	岡崎城管理費	48,104	46,995	1,109	97.7
教育費	文化振興費	50,877	20,640	30,237	40.6
計		573,653	483,260	90,393	84.2

収入済額の主なものは、総務使用料の市民会館、竜美丘会館等の使用に係る総務管理使用料 29,302 千円、土木使用料の家康館及び岡崎城の使用に係る都市計画使用料 20,273 千円である。

支出負担行為済額の主なものは、市民会館管理費の施設管理に係る委託料 128,941 千円及び竜美丘会館管理費の施設管理に係る委託料 122,258 千円である。

(2) 経理事務について

ア 収入事務について

税外調定書等の計数については、おおむね適正に執行されていると認められた。

イ 支出事務について

支出負担行為決議書等の計数及び資金前渡された経費等の精算状況については、適正に執行されていると認められた。

ウ 契約事務について

市民会館等の指定管理業務に関する協定書及びその他の契約文書は、おおむね適正に処理されていると認められた。

(3) 財産管理について

公有財産台帳及び備品管理等については、おおむね適正に管理されていると認められた。

シビックセンター

(1) 予算の執行状況について

予算は目的に従って適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

一般会計

歳 入

(単位:千円、%)

項 目	予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	対予算現額 (C/A)×100	対調定額 (C/B)×100
使用料及び手数料 総務使用料	17,763	11,056	11,029	27	62.1	99.8
諸 収 入 雑 入	2,045	678	678	0	33.2	100.0
計	19,808	11,734	11,707	27	59.1	99.8

歳 出

(単位:千円、%)

項 目	予 算 現 額 (A)	支出負担行為済額 (B)	予 算 残 額 (A) - (B)	執 行 率 (B/A)×100
総 務 費 シビックセンター管理費	272,669	173,389	99,280	63.6

収入済額の主なものは、シビックセンター使用料等の総務管理使用料 11,029 千円である。

支出負担行為済額の主なものは、施設管理等に係る委託料 141,036 千円である。

(2) 経理事務について

ア 収入事務について

税外調定書等の計数及びシビックセンター使用料等の徴収事務については、適正に執行されていると認められた。

イ 支出事務について

支出負担行為決議書等の計数及び資金前渡された経費等の精算状況については、適正に執行されていると認められた。

ウ 契約事務について

シビックセンター設備総合保守管理業務委託契約書及びその他の契約文書については、おおむね適正に処理されていると認められた。

エ 現金の出納について

現金により徴収されているシビックセンター使用料等は、遅滞なく収納されていると認められた。

(3) 財産管理について

公有財産台帳及び備品管理等については、おおむね適正に管理されていると認められた。

美術博物館

(1) 予算の執行状況について

予算は目的に従って適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

一般会計

歳 入

(単位:千円、%)

項 目	予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	対予算現額 (C/A) × 100	対調定額 (C/B) × 100	
使用料及び手数料							
教育使用料	1,060	1,061	1,061	0	100.1	100.0	
財産収入	利子及び配当金	12,126	1,550	1,550	0	12.8	100.0
	物品売払収入	5,635	3,117	3,117	0	55.3	100.0
寄附金							
教育費寄附金	1	0	0	0	0.0	-	
繰入金							
基金繰入金	60,000	0	0	0	0.0	-	
諸収入							
雑入	30,465	22,469	22,173	296	72.8	98.7	
計	109,287	28,197	27,901	296	25.5	99.0	

歳 出

(単位:千円、%)

項 目	予算現額 (A)	支出負担行為済額 (B)	予算残額 (A) - (B)	執行率 (B/A) × 100	
教育費	文化振興費	1,332	248	1,084	18.6
	美術博物館費	442,947	180,856	262,091	40.8
	郷土館費	8,025	2,366	5,659	29.5
計	452,304	183,470	268,834	40.6	

収入済額の主なものは、雑入の入場料収入 19,501 千円である。

支出負担行為済額の主なものは、美術博物館費の企画展「シャガール展」実施業務、空調設備運転管理等業務等に係る委託料 131,554 千円である。

(2) 経理事務について

ア 収入事務について

税外調定書等の計数、美術展の入場料収入及び物品売払収入等の徴収事務については、おおむね適正に執行されていると認められた。

イ 支出事務について

支出負担行為決議書等の計数及び資金前渡された経費等の精算状況については、適正に執行されていると認められた。

ウ 契約事務について

企画展「シャガール展」実施業務委託契約書及びその他の契約文書については、おおむね適正に処理されていると認められた。

エ 現金の出納について

現金により徴収されている物品売払収入等は、遅滞なく収納されていると認められた。

(3) 財産管理について

公有財産台帳及び備品管理等については、おおむね適正に管理されていると認められた。

岡崎地域文化広場

(1) 予算の執行状況について

予算は目的に従って適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

一般会計

歳 入

(単位:千円、%)

項 目	予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	対予算現額 (C/A) × 100	対調定額 (C/B) × 100
使用料及び手数料 教育 使用 料	11,213	3,540	3,540	0	31.6	100.0
財 産 収 入 物 品 売 払 収 入	740	51	48	3	6.9	94.1
諸 収 入 雑 入	32	1	1	0	3.1	100.0
計	11,985	3,592	3,589	3	29.9	99.9

歳 出

(単位:千円、%)

項 目	予 算 現 額 (A)	支出負担行為済額 (B)	予 算 残 額 (A) - (B)	執 行 率 (B/A) × 100
教 育 費 地域文化広場費	365,587	118,417	247,170	32.4

収入済額の主なものは、世界子ども美術博物館使用料等に係る社会教育使用料 3,540 千円である。

支出負担行為済額の主なものは、施設管理委託等に係る委託料 91,707 千円である。

(2) 経理事務について

ア 収入事務について

税外調定書等の計数については、適正に執行されていると認められた。

イ 支出事務について

支出負担行為決議書等の計数については、適正に執行されていると認められた。

ウ 契約事務について

地域文化広場の運営を補助する業務委託契約書及びその他の契約文書については、おおむね適正に処理されていると認められた。

(3) 財産管理について

公有財産台帳及び備品管理等については、おおむね適正に管理されていると認められた。

美 術 館

(1) 予算の執行状況について

予算は目的に従って適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

一般会計

歳 入

(単位:千円、%)

項 目	予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	対予算現額 (C/A)×100	対調定額 (C/B)×100
使用料及び手数料 教育 使用 料	2,915	1,218	1,218	0	41.8	100.0
国庫支出金 教育費国庫補助金	9,406	0	0	0	0.0	-
財 産 収 入 物 品 売 払 収 入	97	9	9	0	9.3	100.0
諸 収 入 雑 入	330	2	2	0	0.6	100.0
計	12,748	1,229	1,229	0	9.6	100.0

歳 出

(単位:千円、%)

項 目	予 算 現 額 (A)	支出負担行為済額 (B)	予 算 残 額 (A) - (B)	執 行 率 (B/A)×100
教 育 費 美 術 館 費	301,728	15,406	286,322	5.1

収入済額の主なものは、教育使用料の美術館使用料 1,218 千円である。

支出負担行為済額の主なものは、空調設備保守点検業務等に係る委託料 4,644 千円である。

(2) 経理事務について

ア 収入事務について

税外調定書等の計数及び美術館使用料等の徴収事務については、適正に執行されていると認められた。

イ 支出事務について

支出負担行為決議書等の計数については、適正に執行されていると認められた。

ウ 契約事務について

美術館清掃業務契約書及びその他の契約文書については、おおむね適正に処理されていると認められた。

エ 現金の出納について

現金により徴収されている美術館使用料等は、遅滞なく収納されていると認められた。

(3) 財産管理について

公有財産台帳及び備品管理等については、おおむね適正に管理されていると認められた。

額 田 支 所

(1) 予算の執行状況について

予算は目的に従って適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

一般会計

歳 入

(単位:千円、%)

項	目	予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	対予算現額 (C/A)×100	対調定額 (C/B)×100
使用料及び手数料	総務使用料	725	405	405	0	55.9	100.0
	総務手数料	2,820	843	843	0	29.9	100.0
諸 収 入	総務費受託事業収入	3,039	793	793	0	26.1	100.0
	雑 入	2,126	686	686	0	32.3	100.0
計		8,710	2,727	2,727	0	31.3	100.0

歳 出

(単位:千円、%)

項	目	予 算 現 額 (A)	支出負担行為済額 (B)	予 算 残 額 (A) - (B)	執 行 率 (B/A)×100
総 務 費	額 田 支 所 費	216,049	74,143	141,906	34.3
	企 画 費	800	800	0	100.0
	ぬかた会館管理費	5,922	1,564	4,358	26.4
	基幹集落センター費	3,282	314	2,968	9.6
	簡易郵便局費	5,356	1,630	3,726	30.4
計		231,409	78,451	152,958	33.9

収入済額の主なものは、総務費受託事業収入の額田保久簡易郵便局に係る簡易郵便局事務受託収入 793 千円、総務手数料の印鑑登録証明書、住民票等写し及び戸籍等抄本の交付等に係る戸籍住民手数料 729 千円である。

支出負担行為済額の主なものは、額田支所費の空調設備保守点検業務等に係る委託料 4,290 千円である。

豊富財産区特別会計

歳 入

(単位:千円、%)

項 目		予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	対予算現額 (C/A)×100	対調定額 (C/B)×100
財産収入	財産運用収入	11	0	0	0	0.0	-
	財産売払収入	101	0	0	0	0.0	-
寄附金	寄 附 金	1	0	0	0	0.0	-
繰越金	繰 越 金	671	2,105	2,105	0	313.7	100.0
諸収入	雑 入	74	0	0	0	0.0	-
計		858	2,105	2,105	0	245.3	100.0

歳 出

(単位:千円、%)

項 目		予算現額 (A)	支出負担行為済額 (B)	予算残額 (A) - (B)	執行率 (B/A)×100
管理会費	管 理 会 費	480	0	480	0.0
総務費	総務管理費	22	4	18	18.2
区有林費	区 有 林 費	306	0	306	0.0
予備費	予 備 費	50	0	50	0.0
計		858	4	854	0.5

宮崎財産区特別会計

歳 入

(単位:千円、%)

項 目		予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	対予算現額 (C/A)×100	対調定額 (C/B)×100
財産収入	財産運用収入	1,061	698	215	483	20.3	30.8
	財産売払収入	1,732	157	157	0	9.1	100.0
寄附金	寄 附 金	1	0	0	0	0	-
繰入金	基金繰入金	2,957	0	0	0	0	-
繰越金	繰 越 金	1	0	0	0	0	-
諸収入	雑 入	485	0	0	0	0	-
計		6,237	855	372	483	6.0	43.5

歳 出

(単位:千円、%)

項 目		予 算 現 額 (A)	支 出 負 担 行 為 済 額 (B)	予 算 残 額 (A) - (B)	執 行 率 (B/A) × 100
管 理 会 費	管 理 会 費	2,334	498	1,836	21.3
総 務 費	総 務 管 理 費	307	20	287	6.5
区 有 林 費	区 有 林 費	3,446	2,110	1,336	61.2
予 備 費	予 備 費	150	0	150	0.0
計		6,237	2,628	3,609	42.1

収入済額は、財産運用収入の土地建物貸付収入 215 千円及び財産売払収入の立木売払収入 157 千円である。

支出負担行為済額の主なものは、区有林費の区有林間伐作業業務に係る委託料 1,458 千円である。

形埜財産区特別会計

歳 入

(単位:千円、%)

項 目		予 算 現 額 (A)	調 定 額 (B)	収 入 済 額 (C)	収 入 未 済 額 (B) - (C)	対 予 算 現 額 (C/A) × 100	対 調 定 額 (C/B) × 100
財 産 収 入	財 産 運 用 収 入	1,098	1,058	1,058	0	96.4	100.0
	財 産 売 払 収 入	1	0	0	0	0.0	-
寄 附 金	寄 附 金	1	0	0	0	0.0	-
繰 入 金	基 金 繰 入 金	439	0	0	0	0.0	-
繰 越 金	繰 越 金	1	1,401	1,401	0	-	100.0
諸 収 入	雑 入	208	0	0	0	0.0	-
計		1,748	2,459	2,459	0	140.7	100.0

歳 出

(単位:千円、%)

項 目		予 算 現 額 (A)	支 出 負 担 行 為 済 額 (B)	予 算 残 額 (A) - (B)	執 行 率 (B/A) × 100
管 理 会 費	管 理 会 費	437	88	349	20.1
総 務 費	総 務 管 理 費	40	0	40	0.0
区 有 林 費	区 有 林 費	1,221	293	928	24.0
予 備 費	予 備 費	50	0	50	0.0
計		1,748	381	1,367	21.8

収入済額は、繰越金の 1,401 千円及び財産運用収入の土地貸付収入 1,058 千円である。

支出負担行為済額の主なものは、区有林費の区有林間伐作業業務に係る委託料 267 千円である。

(2) 経理事務について

ア 収入事務について

税外調定書等の計数については、適正に執行されていると認められた。

イ 支出事務について

支出負担行為決議書等の計数及び資金前渡された経費等の精算状況については、適正に執行されていると認められた。

ウ 契約事務について

空調設備保守点検業務委託契約書及びその他の契約文書については、おおむね適正に処理されていると認められた。

エ 現金の収納について

現金により徴収されている住民票等写し交付手数料等は、遅滞なく収納されていると認められた。

(3) 財産管理について

公有財産台帳及び備品管理等については、おおむね適正に管理されていると認められた。

別紙

指摘事項

課 名	指 摘 内 容
市 民 課	<p>市民課の分任出納員の管理する釣銭を当直業務受託業者に預けていたため、法令、市規則に準拠し適正に処理されたい。</p>
	<p>当直業務受託業者が収受した手数料等について、市民課の事務処理と同業務の委託契約書と整合性がないため、関係課と協議し適正な処理をされたい。</p>
	<p>市民課窓口案内等業務において、単価契約にもかかわらず、総額で入札し、契約書に単価と総額も併記されていたため、今後は適正な契約手続きをされたい。また、契約の相手方が契約書の履行条件を満たしていない部分が見受けられたため、適正に対処されたい。</p>
市 民 協 働 推 進 課	<p>学区市民ホーム指定管理業務における協定及び手続きにおいて、次のような不備が見受けられたので、条例規則等に準拠した適正な処理をされたい。</p> <p>(1) 基本協定書第4条で、付属施設及び器具等を無償で使用させると規定しているが、対象となる器具等が明記されていない。また、指定管理料で購入する備品の帰属についても明記されていない。</p> <p>(2) 基本協定書第15条で、利用の許可等を取り消す不利益処分をするときは、申請者に理由を示さなければならないと規定しているが、その前提となる利用の許可手続きについて、基本協定書、学区集会施設条例等に記載されていない。</p>
安 全 安 心 課	<p>防犯灯維持管理業務委託契約書に市長印の押印がなく、契約書を相手方に渡していなかったため、早急に対処されたい。</p>
文 化 国 際 課	<p>市民音楽祭及び市民クラシックコンサート開催業務委託契約において、契約書に規定された第三者に再委託する場合の書面による手続きがなされていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>
	<p>家康館等において、民間の業者に図録等の販売業務を行わせているが、販売及び公金収納委託事務の手続きをしていないため、今後は法令等に準拠した対応をされたい。</p>
美 術 博 物 館	<p>総合案内業務の受託業者に入場券及び図録の販売業務を行わせているが、当該業者には公金収納事務の委託をしていない。また、当該業者に釣銭を渡していたため今後は法令等に準拠した対応をされたい。</p>
地 域 文 化 広 場	<p>空調設備等保守点検委託契約において、契約書に規定された第三者に再委託する場合の書面による手続きがなされていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>

意見

部 課 名	意 見 内 容
市民文化部	公有財産及び備品管理については、台帳の整備等において不備な点が見受けられたため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。
安全安心課 美術博物館 地域文化場	業務等の民間委託において、労働者派遣の可能性のある業務が見受けられたので「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和 61 年 4 月 17 日労働省告示第 37 号）」等を基準として、実態に応じた適正な契約となるよう検討されたい。
市民協働 推進課	学区女性団体活動事業費補助金については、使途基準を明確にし、補助目的に沿った交付をされたい。
安全安心課	複数の業務の単価契約において、一つの業務について入札させ、その他については設計単価比率を乗じて決定しているが、通常の単価契約と異なるためその適否について検討されたい。
	道路照明灯修繕業務等において、市内を分割して入札しているが、各地区同一単価で落札されているという不自然な点が見受けられるため、契約方法について検討されたい。
	駐輪場及び交差点用地の賃貸借契約において、契約書の原本の所在が不明になっているため、その対応を検討するとともに、今後は文書を適正に管理されたい。
文化国際課	国際交流協会の事務局を文化国際課内に置いて、市の職員により事務処理がなされているため、市の業務と協会の業務が混同している一面が見受けられるので、今後は区分を明確にされ、適正に処理されたい。
	竜美丘会館等において、行政財産目的外使用許可を受けた者が、さらに他の業者に転貸しているケースがあると思われるが、許可処分の性質上、転貸することは認められないため、法令等に準拠した適正な方法を検討されたい。
美術博物館	企画展の調査・交渉のための旅費の一部が受託業者から直接個人名義の口座へ入金されたことが見受けられたため、旅費の受け入れと支払いについて、今後検討されたい。
額田支所	ぬかた会館管理業務は、社会福祉協議会が事実上の管理をしているが、条例により設置された公の施設であるため、法令等に準拠した適正な対応をされたい。

出 資 団 体 監 査

1 監査の対象

社会福祉法人岡崎市福祉事業団

2 監査の実施期間

平成20年9月11日～平成20年11月28日

3 監査の範囲

平成19年度（4月1～3月31日）における出納その他の事務の執行について

4 監査の実施概要

この監査は、次の各項目に係る事務処理が法令等に、総合老人福祉センター、地域福祉センター、高齢者生きがいセンター、福祉の村の管理運営が市条例等に準拠して適正に執行されているかどうか及び経営に係る事業の管理が妥当であるかどうかについて、提出された監査資料により事務局長の説明を求め、関係書類に基づき試査するとともに、必要に応じて関係職員の説明をも聴取して実施した。

- (1) 経営の概況について
- (2) 予算の執行状況について
- (3) 経理事務について
- (4) 財産管理について

5 監査の結果

事務処理については、法令等に準拠しおおむね適正に執行されていると認められたが、別紙のとおり指摘事項等が見受けられた。

なお、結果概要については次のとおりである。

(1) 事業の概要について

福祉事業団は、岡崎市と一体となって、岡崎市社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与することを目的として、昭和63年3月に資本金300万円で（岡崎市100%出資）設立された。

事業は、次のとおりである。

第1種社会福祉事業

養護老人ホーム岡崎市総合老人福祉センター

知的障害者援護施設（通所）知的障害者授産センター希望の家

〃 のぞみの家

知的障害者援護施設（通所）知的障害者更生センターそだちの家

知的障害児通園施設知的障害児療育センター若葉学園

第2種社会福祉事業

老人福祉センター「岡崎市総合老人福祉センター」

〃 「岡崎市中央地域福祉センター」

〃 「岡崎市北部地域福祉センター」

〃 「岡崎市南部地域福祉センター」

〃 「岡崎市西部地域福祉センター」

〃 「老人センター清楽荘」

老人デイサービスセンター「岡崎市総合老人福祉センター」

〃 「岡崎市中央地域福祉センター」

〃 「岡崎市北部地域福祉センター」

〃 「岡崎市南部地域福祉センター」

〃 「岡崎市西部地域福祉センター」

老人短期入所事業（岡崎市総合老人福祉センター）

身体障害者福祉センター「身体障害者センター友愛の家」

地域活動支援センター「身体障害者センター友愛の家」

障害福祉サービス事業（身体障害者デイサービスセンターにじの家）

〃 （心身障害児地域療育センターめばえの家）

老人居宅介護等事業（ヘルパーステーション岡福）

公益事業

岡崎市美合高齢者生きがいセンターの管理経営

岡崎市総合老人福祉センター診療所の設置経営

岡崎市年金者住宅の設置経営

宿泊体験センターみのりの家の管理経営

岡崎市福祉の村体育館の管理経営

法人後見事業

市町村事務受託事業

地域包括支援センター「高年者センター岡崎」

〃 「岡崎市中央地域福祉センター」

〃 「岡崎市北部地域福祉センター」

〃 「岡崎市南部地域福祉センター」

〃 「岡崎市西部地域福祉センター」

居宅介護支援事業所「岡崎市総合老人福祉センター」

〃 「岡崎市中央地域福祉センター」

〃 「岡崎市北部地域福祉センター」

〃 「岡崎市南部地域福祉センター」

〃 「岡崎市西部地域福祉センター」

これらの多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として事業を行っている。

(2) 経営の概況について

ア 経営状況

(単位：千円、%)

区 分	総 収 入 (A)		総 支 出 (B)		当期活動 収支差額 (A) - (B)	総収入対 総支出比率
	金 額	前年度対比	金 額	前年度対比		
平成18年度	1,828,891	-	1,634,006	-	194,885	111.9
一般会計	1,409,664	-	1,298,771	-	110,893	108.5
特別会計	248,414	-	187,376	-	61,038	132.6
授産会計	170,813	-	147,859	-	22,954	115.5
平成19年度	1,937,711	106.0	1,729,476	105.8	208,235	112.0
一般会計	1,554,046	110.2	1,410,332	108.6	143,714	110.2
特別会計	220,364	88.7	195,391	104.3	24,973	112.8
授産会計	163,301	95.6	123,753	83.7	39,548	132.0

平成19年度末における総収入は1,937,711千円で、前年同期と比較し6.0%、総支出は1,729,476千円で、前年同期と比較し5.8%とともに増加している。20年度への繰越額は、18年度までの442,564千円に19年度の208,235千円を加えて、650,799千円となっている。

総収入対総支出比率は112.0%で、前年同期と比較し0.1ポイント上昇している。

イ 財政状況

(単位：千円、%)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	前年度対比
資 産 合 計	813,851	1,061,599	1,342,171	126.4
流 動 資 産	417,654	675,978	801,211	118.5
固 定 資 産	396,197	385,621	540,960	140.3
負 債 及 び 純 資 産 合 計	813,851	1,061,599	1,342,171	126.4
負 債	563,158	616,035	688,372	111.7
流 動 負 債	254,890	305,826	210,072	68.7
固 定 負 債	308,268	310,209	478,300	154.2
純 資 産	250,693	445,564	653,799	146.7
基 本 金	3,000	3,000	3,000	100.0
次期繰越活動収支差額	247,693	442,564	650,799	147.1

平成19年度末における資産は1,342,171千円で、前年度末と比較し280,572千円の増となっている。これは、流動資産が125,233千円、固定資産が155,339千円とともに増となったことによるものである。

負債は688,372千円で、前年度末と比較し72,337千円の増となっている。これは流動負債が95,754千円減となったものの、固定負債が168,091千円増となったことによるものである。

純資産は653,799千円で、前年度末と比較し208,235千円の増となっている。これは次期繰越活動収支差額が増となったことによるものである。

なお、平成19年度末の流動比率は381.4%である。

(3) 予算の執行状況について

予算の執行状況は次のとおりで、その執行は妥当なもの認められた。

ア 資金収支の状況

予算額及び決算額

(単位:千円)

区 分	一般会計		特別会計		授産会計	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
授産事業収入計	0	0	0	0	11,152	11,053
授産事業支出計	0	0	0	0	11,152	11,053
授産事業活動資金収支差額	0	0	0	0	0	0
指定管理料収入	595,718	568,600	46,959	46,221	27,842	7,429
措置費収入	118,459	119,116	0	0	0	0
介護保険収入	440,302	476,481	26,603	28,264	0	0
支援費収入	245,923	261,184	0	0	129,490	141,280
私的契約利用料収入	228	610	37,525	38,819	0	0
事業収入	0	0	540	0	0	0
受託事業収入	14,274	16,964	105,252	106,274	0	0
経常経費補助金収入	27,806	27,892	0	0	0	227
雑収入	22,398	22,228	602	691	3,737	3,312
受取利息配当金収入	1	29	25	95	0	0
会計単位間繰入金収入	23,381	12,938	0	0	0	0
経理区分間繰入金収入	80,501	46,154	534	0	0	0
経常(福祉事業)収入計	1,568,991	1,552,196	218,040	220,364	161,069	152,248
人件費支出	942,800	917,786	139,185	136,097	89,935	86,611
事務費支出	230,815	214,163	40,843	36,242	9,405	7,578
事業費支出	201,775	181,671	5,538	4,283	16,553	13,766
会計単位間繰入金支出	0	0	16,721	8,193	6,664	4,745
経理区分間繰入金支出	80,549	46,154	534	0	0	0
経常(福祉事業)支出計	1,455,939	1,359,774	202,821	184,815	122,557	112,700
経常(福祉事業)活動資金収支差額	113,052	192,422	15,219	35,549	38,512	39,548
施設整備等収入計	1,850	1,850	0	0	0	0
施設整備等支出計	5,399	4,926	0	0	0	0
施設整備等資金収支差額	△3,549	△3,076	0	0	0	0
特定預金取崩収入	0	0	0	3,750	0	0
その他収入	0	0	0	136,800	0	0
財務収入計	0	0	0	140,550	0	0
借入金元金償還金支出	0	0	15,364	15,364	0	0
特定預金積立支出	93,878	34,842	0	130,050	0	0
その他支出	0	0	0	3,750	0	0
財務支出計	93,878	34,842	15,364	149,164	0	0
財務活動資金収支差額	△93,878	△34,842	△15,364	△8,614	0	0
予備費	0	0	0	0	0	0
当期資金収支差額合計	15,625	154,504	△145	26,935	38,512	39,548
前期末支払資金残高	155,982	156,026	163,385	163,390	50,736	50,736
当期末支払資金残高	171,607	310,530	163,240	190,325	89,248	90,284

イ 事業活動収支の状況

決算額

(単位:千円)

区 分	一般会計		特別会計		授産会計	
	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度
授産事業活動収入計	0	0	0	0	11,053	9,488
授産事業活動支出計	0	0	0	0	11,053	9,488
授産事業活動資金収支差額	0	0	0	0	0	0
指 定 管 理 料 収 入	568,600	561,111	46,221	46,067	7,429	30,218
措 置 費 収 入	119,116	152,130	0	0	0	0
介 護 保 険 収 入	476,481	423,469	28,264	24,423	0	0
支 援 費 収 入	261,184	198,411	0	0	141,280	127,431
私 的 契 約 利 用 料 収 入	610	945	38,819	38,621	0	0
事 業 収 入	0	0	0	0	0	0
受 託 事 業 収 入	16,964	7,595	106,274	98,274	0	0
経 常 経 費 補 助 金 収 入	27,892	24,973	0	0	227	0
寄 附 金 収 入	0	0	0	40,298	0	0
雑 収 入	22,228	22,894	691	693	3,312	3,676
事業活動(福祉)収入計	1,493,075	1,391,528	220,269	248,376	152,248	161,325
人 件 費 支 出	917,786	910,972	136,097	127,735	86,611	116,295
事 務 費 支 出	214,163	180,578	36,242	44,876	7,578	8,683
事 業 費 支 出	181,671	171,782	4,283	4,203	13,766	13,393
減 価 償 却 費	153	0	10,562	10,562	0	0
引 当 金 繰 入	50,405	17,305	0	0	0	0
事業活動(福祉)支出計	1,364,178	1,280,637	187,184	187,376	107,955	138,371
事業活動(福祉)収支差額	128,897	110,891	33,085	61,000	44,293	22,954
受 取 利 息 配 当 金 収 入	29	2	95	38	0	0
会 計 単 位 間 繰 入 金 収 入	12,938	0	0	0	0	0
経 理 区 分 間 繰 入 金 収 入	46,154	18,133	0	0	0	0
事業活動外収入計	59,121	18,135	95	38	0	0
会 計 単 位 間 繰 入 金 支 出	0	0	8,193	0	4,745	0
経 理 区 分 間 繰 入 金 支 出	46,154	18,133	0	0	0	0
事業活動外支出計	46,154	18,133	8,193	0	4,745	0
事業活動外収支差額	12,967	2	△8,098	38	△4,745	0
経 常 収 支 差 額	141,864	110,893	24,987	61,038	39,548	22,954
特 別 収 入 計	1,850	0	0	0	0	0
特 別 支 出 計	0	0	14	0	0	0
特 別 収 支 差 額	1,850	0	△14	0	0	0
当 期 活 動 収 支 差 額	143,714	110,893	24,973	61,038	39,548	22,954
前 期 繰 越 活 動 収 支 差 額	138,721	27,828	253,106	192,068	50,737	27,783
当 期 末 繰 越 活 動 収 支 差 額	282,435	138,721	278,079	253,106	90,285	50,737
次 期 繰 越 活 動 収 支 差 額	282,435	138,721	278,079	253,106	90,285	50,737

各会計における収入の主なものは、次のとおりである。

一般会計

指定管理料収入	568,600 千円 (老人福祉センター等)
介護保険収入	476,481 千円 (老人デイサービスセンター等)
支援費収入	261,184 千円 (そだちの家及びにじの家等)
措置費収入	119,116 千円 (養護老人ホーム)

特別会計

受託事業収入	106,274 千円 (各地域包括支援センター等)
--------	---------------------------

授産会計

支援費収入	141,280 千円 (のぞみの家及び希望の家)
-------	--------------------------

各会計における支出の主なものは、次のとおりである。

一般会計

人件費支出	917,786 千円 (職員俸給及び職員諸手当等)
事務費支出	214,163 千円 (業務委託費及び手数料等)
事業費支出	181,671 千円 (水道光熱費及び給食費等)

特別会計

人件費支出	136,097 千円 (職員俸給及び職員諸手当等)
-------	---------------------------

なお、各施設の利用状況については、次のとおりである。

養護老人ホーム・ショートステイ入所状況

(単位：人、%、日)

項目	養護老人ホーム (定員 70 名)				ショートステイ (定員 10 名)	
	年度末入所者数	入所率	年間入所者数	年間退所者数	利用人数	延日数
18 年度	65	92.9	12	9	19	248
19 年度	69	98.6	8	4	19	160

年金者住宅「ゆとりの里」入居状況

(単位：室、人、%)

項目	Aタイプ (20 室)		Bタイプ (15 室)		合計 (35 室)		
	入居室数	入居人数	入居室数	入居人数	入居室数	入居人数	入居率
18 年度末	17	21	15	20	32	41	91.4
19 年度末	16	21	15	20	31	41	88.6

老人居宅介護等事業「ヘルパーステーション岡福」利用状況

(単位：件、回、時間)

項目	延派遣世帯数	延訪問回数	延訪問介護時間
18 年度	220	4,677	3,076.75
19 年度	583	12,222	7,929.50

※老人居宅介護等事業は平成 18 年からの新規事業で、同年 10 月から特定施設の訪問介護を実施。

老人福祉センター利用状況

(単位：人、%、日)

項 目	年 度	一般利用	団体利用	合 計	前年度対比	開館日数	1日平均
高年者センター岡崎	18年度	97,061	4,531	101,592	-	295	344.4
	19年度	81,132	4,643	85,775	84.4	295	290.8
中央地域福祉センター	18年度	41,690	-	41,690	-	295	141.3
	19年度	41,331	-	41,331	99.1	295	140.1
北部地域福祉センター	18年度	30,966	-	30,966	-	295	105.0
	19年度	28,651	-	28,651	92.5	295	97.1
南部地域福祉センター	18年度	28,707	-	28,707	-	295	97.3
	19年度	29,154	-	29,154	101.6	295	98.8
西部地域福祉センター	18年度	30,071	-	30,071	-	295	101.9
	19年度	30,526	-	30,526	101.5	295	103.5
清 楽 荘	18年度	41,124	295	41,419	-	296	139.9
	19年度	41,777	150	41,927	101.2	295	142.1
合 計	18年度	269,619	4,826	274,445	-	-	-
	19年度	252,571	4,793	257,364	93.8	-	-

老人デイサービスセンター利用状況

(単位：人、日)

項 目	年 度	登録人数 (年度末)	新規登録者	登録抹消者	延利用人数	前年度対比	実施日数	1日平均
高年者センター岡崎 (ほほえみ)	18年度	115	81	75	8,865	-	308	28.8
	19年度	120	80	90	9,019	101.7	308	29.3
高年者センター岡崎 (ほのぼの)	18年度	30	24	20	3,085	-	308	10.0
	19年度	34	20	20	3,207	104.0	306	10.5
中央地域福祉センター	18年度	97	95	118	7,792	-	308	25.3
	19年度	96	63	68	8,231	105.6	308	26.7
北部地域福祉センター	18年度	102	45	68	8,278	-	308	26.9
	19年度	134	54	46	8,707	105.2	308	28.3
南部地域福祉センター	18年度	82	21	18	5,402	-	308	17.5
	19年度	77	18	24	5,770	106.8	308	18.7
西部地域福祉センター	18年度	71	19	11	6,060	-	308	19.7
	19年度	81	25	32	6,441	106.3	308	20.9
清 楽 荘	18年度	18	3	8	804	-	138	5.8
	19年度	15	0	3	621	77.2	143	4.3
合 計	18年度	515	288	318	40,286	-	-	-
	19年度	557	260	283	41,996	104.2	-	-

地域包括支援センター・居宅介護支援事業所利用状況

(単位：人、%、件)

項目	年度	地域包括支援センター					居宅支援事業所	
		在宅福祉サービス	配食サービス	相談	合計	前年度対比	ケアプラン作成件数	前年度対比
高年者センター岡崎	18年度	165	76	4,512	4,753	-	1,375	-
	19年度	138	87	4,300	4,525	95.2	1,482	107.8
中央地域福祉センター	18年度	78	61	3,563	3,702	-	1,269	-
	19年度	85	55	5,604	5,744	155.2	1,260	99.3
北部地域福祉センター	18年度	78	52	3,135	3,265	-	1,041	-
	19年度	106	42	4,103	4,251	130.2	1,195	114.8
南部地域福祉センター	18年度	84	29	1,927	2,040	-	981	-
	19年度	91	19	2,887	2,997	146.9	1,150	117.2
西部地域福祉センター	18年度	77	41	3,700	3,818	-	1,102	-
	19年度	91	30	3,329	3,450	90.4	993	90.1
合計	18年度	482	259	16,837	17,578	-	5,768	-
	19年度	511	233	20,223	20,967	119.3	6,080	105.4

診療所（歯科）利用状況

(単位：人、日、千円、%)

項目	利用人数	前年度対比	診療日数	1日平均	診療報酬等	前年度対比
18年度	475	-	237	2.0	3,074	-
19年度	401	84.4	238	1.7	3,072	99.9

若葉学園・そだちの家・めばえの家利用状況

(単位：人、%、日)

項目	年度	定員	年度末通所者数	入所率	延通所者数	前年度対比	開館日数	1日平均
若葉学園	18年度	35	36	102.9	6,853	-	244	28.1
	19年度	35	37	105.7	7,431	108.4	245	30.3
そだちの家	18年度	60	58	96.7	12,671	-	245	51.7
	19年度	60	56	93.3	12,034	95.0	245	49.1
めばえの家	18年度	30	57	190.0	5,254	-	245	21.4
	19年度	30	67	223.3	6,041	115.0	244	24.8

希望の家・のぞみの家利用状況

(単位：人、%、日、千円)

項目	年度	定員	年度未通所者数	入所率	延通所者数	前年度対比	開館日数	1日平均	工賃収入
希望の家	18年度	30	30	100.0	6,633	-	245	27.1	3,354
	19年度	30	31	103.3	6,383	96.2	245	26.1	4,333
のぞみの家	18年度	60	59	98.3	12,134	-	245	49.5	5,559
	19年度	60	62	103.3	13,100	108.0	245	53.5	5,788

友愛の家・体育館等利用状況

(単位：人、日、回、%)

項目	本館	体育館	開館日数	水泳	講座	講座 実施回数	利用人数 合計	前年度対比
18年度	9,196	18,266	294	732	2,279	179	30,473	-
19年度	13,154	17,511	293	774	3,819	292	35,258	115.7

みのりの家利用状況

(単位：人、%、日)

項目	定員	利用人数	延利用人数	前年度対比	開館日数	1日平均
18年度	5	472	1,303	-	305	4.3
19年度	5	523	1,455	111.7	307	4.7

にじの家利用状況

(単位：人、%、日)

項目	定員	給食数	入浴者数	送迎者数		延利用人数	前年度対比	開館日数	1日平均
				往	復				
18年度	20	5,308	3,545	2,407	2,393	5,618	-	294	19.1
19年度	20	5,378	3,500	2,354	2,366	5,745	102.3	294	19.5

(4) 経理事務について

ア 収入・支出事務について

総勘定元帳、現金出納簿、支出負担行為決議書、仕訳伝票等については、おおむね適正に執行されていると認められた。

イ 現金取扱事務について

現金出納簿等については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ウ 契約事務について

清掃委託等に係る契約書については、適正に処理されていると認められた。

(5) 財産管理について

固定資産等については、おおむね適正に管理されていると認められた。

別紙

指摘事項

総勘定元帳及び月次試算表について最終版が出力されていないことにより、決算報告書の金額との不一致が見受けられた。また、会計帳簿において固定資産及び減価償却費の総勘定元帳が作成されておらず、補助簿の記載内容の更新についても行われていなかったため、今後は適正な処理をされたい。

売店、食堂及び自動販売機等の行政財産目的外使用許可申請を福祉事業団が岡崎市に対して行い各業者等に転貸しているが、許可処分の性質上転貸することは認められないため、業者等から直接市へ申請する方法に改められたい。

授産会計において、売り上げから原材料費を差し引いた収益を売払い収入として計上し、支出が計上されていないケースが見受けられたため、今後は適正な処理をされたい。

意見

期中の財務処理においては、未収金・未払金計上をしていないため、発生主義に基づいた処理をされたい。

公の施設の指定管理者監査

1 監査の対象

社会福祉法人岡崎市福祉事業団

2 監査の実施期間

平成20年9月11日～平成20年11月28日

3 監査の範囲

平成19年度（4月1日～3月31日）における岡崎市総合老人福祉センター及び岡崎市美合高齢者生きがいセンターの指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について

4 監査の実施概要

この監査は、岡崎市総合老人福祉センター及び岡崎市美合高齢者生きがいセンターの管理運営が市条例等に準拠して適正に執行されているかどうかについて、提出された監査資料により事務局長等の説明を求め、関係書類に基づき審査するとともに必要に応じて関係職員の説明をも聴取して実施した。

5 監査の結果

各事務は、市条例等に準拠しておおむね適正に執行されていると認められたが別紙のとおり指摘事項等が見受けられた。

なお、結果概要については、次のとおりである。

(1) 指定管理料及び管理運営状況について

社会福祉法人岡崎市福祉事業団は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、その設置目的を効果的に達成するため平成元年6月の開所当初から同施設の管理を委託されており、平成18年度からは指定管理者の指定を受け引き続き管理を行っている。

指定期間は平成18年4月1日から平成23年3月31日までで、平成19年度の指定管理料は181,020千円となっている。

管理運営状況については、関係法令等、岡崎市総合老人福祉センター及び岡崎市美合高齢者生きがいセンターの指定管理業務に関する基本協定書、同年度協定書等に基づき審査したところ、おおむね適正に執行されていると認められた。

(2) 収入支出の執行状況について

収入支出事務について関係書類に基づき審査したところ、適正に執行されていると認められた。

なお、執行概要は、次のとおりである。

収入支出（関係分抜粋）

（単位：千円）

項 目	収 入 済 額	項 目	支 出 済 額
指 定 管 理 料	181,020	人 件 費	231,497
措 置 費 収 入	119,116	事 務 費	115,300
介 護 保 険 収 入	149,332	事 業 費	76,405
私 的 契 約 利 用 料 収 入	3,468	租 税 公 課	470
受 託 事 業 収 入	3,440	減 価 償 却 費	88
雑 収 入	3,764	退 職 給 与 引 当 金	4,726
		繰 越 金	31,654
計	460,140	計	460,140

別紙

指摘事項

平成 18 年 12 月 5 日付けで変更基本協定書を締結しており、その中の「養護老人ホーム」の業務仕様書において、指定管理者の収入に「介護保険の保険給付に係る利用料金について」を加えることとしているが、岡崎市総合老人福祉センター条例との不整合が生じているため、早急に対処されたい。

市から指定管理者に貸与している備品について、現存確認ができないものが見受けられたため、定期的に貸与備品の確認を行い適切に管理されたい。

条例に規定のない地域包括支援センター業務を、協議・回答の取り交わしにより総合老人福祉センター等で行っているが、行政財産目的外使用許可申請等の手続きを取られたい。

基本協定書に別添とした「建物平面図」「施設保守業務一覧表」等が添付されておらず、基本協定書からでは指定管理対象施設の特定や保守業務の基準が読み取れないため、同書類を添付されたい。

意見

高齢者生きがいセンターの業務を福祉事業団がシルバー人材センターに業務委託しているが、岡崎市高齢者生きがいセンター条例第 4 条において指定管理者が行うと規定している業務を他のものに委託することの可否を含め、最善な方法について検討されたい。また、同条各号の業務の中で、実施されていないと思われる業務があるため、適切に対処されたい。

水 道 局

1 監査の実施期間

平成20年10月30日～平成20年12月25日

2 監査の範囲

平成20年度（4月1日～9月30日）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等について

3 監査の実施概要

この監査は、次の各項目に係る事務処理が法令等に準拠して適正に執行されているかどうか及び経営に係る事業の管理が妥当であるかどうかについて、提出された監査資料により水道局長等の説明を求め、関係書類に基づき試査するとともに、必要に応じて関係職員の説明をも聴取して実施した。

- (1) 経営の概況について
- (2) 予算の執行状況について
- (3) 経理事務について
- (4) 財産管理について

4 監査の結果

各事務は、法令等に準拠しておおむね適正に執行されていると認められたが、別紙のとおり指摘事項等が見受けられた。

なお、結果概要については、次のとおりである。

水 道 局

(1) 経営の概況について

ア 業務状況

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 19 年度 9 月末	平成 20 年度 9 月末
総人口(人)	367,850	371,413	375,067	373,520	376,586
給水人口(人)	362,784	366,385	370,069	368,484	371,647
普及率(%)	98.6	98.6	98.7	98.7	98.7
配水量(m ³)	43,625,899	43,808,689	44,006,862	22,438,715	22,359,362
有収水量(m ³)	41,857,047	42,211,693	42,270,846	21,296,494	21,402,538
有収率(%)	95.9	96.4	96.1	94.9	95.7

平成20年度9月末における給水人口は前年同期と比較し3,163人の増となり、総人口に対する普及率は98.7%で、前年同期と同率である。配水量は22,359,362 m³、有収水量は21,402,538 m³ となっており、有収率は95.7%で前年同期と比較し0.8%増加している。

イ 経営状況

(単位:千円、%)

区 分	総 収 益 (A)		総 費 用 (B)		純 利 益 (A) - (B)	総 収 益 対 総 費 用 比 率 (A/B) × 100
	金 額	前年度対比	金 額	前年度対比		
平成 17 年度	6,683,870	116.0	5,584,011	97.7	1,099,859	119.7
平成 18 年度	6,920,222	103.5	5,924,013	106.1	996,209	116.8
平成 19 年度	6,983,448	100.9	6,032,707	101.8	950,741	115.8
平成 19 年度 9 月末	3,319,719	100.0	1,478,484	97.3	1,841,235	224.5
平成 20 年度 9 月末	3,389,793	102.1	1,504,917	101.8	1,884,876	225.2

平成20年度9月末における総収益は3,389,793千円で、前年同期と比較し2.1%の増となっており、総費用は1,504,917千円で、前年同期と比較し1.8%の増となっている。

ウ 財政状況

(単位:千円、%)

区 分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 19 年度 9 月 末	平成 20 年度 9 月 末
資 産	固定資産	47,267,436	48,478,094	50,224,290	49,874,324	51,820,693
	流動資産	6,876,105	8,987,081	9,168,093	7,751,804	8,424,937
	繰延勘定	42,696	34,394	0	34,394	0
資産合計		54,186,237	57,499,569	59,392,383	57,660,522	60,245,630
前年度対比		106.4	106.1	103.3	105.4	104.5
負 債	固定負債	1,184,691	1,435,723	1,681,308	1,435,724	1,681,308
	流動負債	2,015,639	2,535,409	2,020,214	644,058	887,413
負債合計		3,200,330	3,971,132	3,701,522	2,079,782	2,568,721
前年度対比		106.5	124.1	93.2	105.8	123.5
資 本	資本金	29,217,031	30,183,204	30,650,248	29,957,778	30,312,398
	剰余金	21,768,876	23,345,233	25,040,613	25,622,962	27,364,511
資本合計		50,985,907	53,528,437	55,690,861	55,580,740	57,676,909
前年度対比		106.4	105.0	104.0	105.4	103.8
負債資本 合計		54,186,237	57,499,569	59,392,383	57,660,522	60,245,630

平成20年度9月末における資産は60,245,630千円で、前年同期と比較し4.5%の増となっている。また、負債は2,568,721千円で、前年同期と比較し23.5%の増となっている。これは主としてその他未払金及び修繕引当金が増となったことによるものである。資本は57,676,909千円で、前年同期と比較し3.8%の増となっている。

なお、流動比率〔流動資産(8,424,937千円)／流動負債(1,499,990千円)×100〕は561.7%である。

注：流動比率の算出には、監査対象期間後1箇年以内に支払予定の企業債を流動負債に加えた。

(2) 予算の執行状況について

予算の執行状況は次表のとおりで、その執行は妥当なもの認められた。

予算額及び執行額

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額 (A)	執 行 額 (B)	執 行 率 (B/A) × 100
水道事業収益	7,354,341	3,557,188	48.4
営業収益	7,297,006	3,526,501	48.3
営業外収益	57,333	30,687	53.5
特別利益	2	0	0.0
水道事業費用	6,269,717	1,547,599	24.7
営業費用	5,679,203	1,314,391	23.1
営業外費用	575,747	229,530	39.9
特別損失	11,767	3,678	31.3
予備費	3,000	0	0.0
資本的収入	2,727,329	563,664	20.7
企業債	967,000	116,000	12.0
出資金	305,411	0	0.0
工事負担金	1,105,562	285,522	25.8
分担金	310,655	162,142	52.2
他会計負担金	38,700	0	0.0
固定資産売却代金	1	0	0.0
資本的支出	5,870,087	2,100,045	35.8
建設改良費	4,617,735	1,146,345	24.8
企業債償還金	752,352	453,850	60.3
投資	500,000	499,850	100.0

水道事業収益の主なものは、営業収益の給水収益 3,484,712 千円で、水道事業費用の主なものは、営業費用の原水及び浄水費 846,567 千円、配水及び給水費 203,116 千円、業務費 140,082 千円及び営業外費用の支払利息 229,530 千円である。

資本的収入は、工事負担金 285,522 千円、分担金 162,142 千円及び企業債 116,000 千円で、資本的支出の主なものは、建設改良費の配水施設費 538,982 千円、原水及び浄水施設費 459,137 千円、投資の投資有価証券 499,850 千円及び企業債償還金 453,850 千円である。

簡易水道事業特別会計

歳 入

(単位：千円、%)

項 目		予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B)-(C)	対予算現額 (C/A)×100	対調定額 (C/B)×100
分担金及び負担金	分 担 金	1,890	500	500	0	26.5	100.0
	負 担 金	25,700	1,149	1,149	0	4.5	100.0
使用料及び手数料	使 用 料	74,374	37,045	22,876	14,169	30.8	61.8
	手 数 料	40	12	12	0	30.0	100.0
繰 入 金	一般会計繰入金	188,834	0	0	0	0.0	-
繰 越 金	繰 越 金	1	0	0	0	0.0	-
諸 収 入	雑 入	722	965	965	0	133.7	100.0
市 債	市 債	95,000	0	0	0	0.0	-
計		386,561	39,671	25,502	14,169	6.6	64.3

歳 出

(単位：千円、%)

項 目		予 算 現 額 (A)	支出負担行為済額 (B)	予 算 残 額 (A) - (B)	執 行 率 (B/A)×100
施設管理費	維持管理費	153,071	134,222	18,849	87.7
施設建設費	施設建設費	134,429	97,951	36,478	72.9
公 債 費	公 債 費	98,561	40,900	57,661	41.5
予 備 費	予 備 費	500	0	500	0.0
計		386,561	273,073	113,488	70.6

収入済額の主なものは、簡易水道料金に係る使用料 22,876 千円である。

支出負担行為済額の主なものは、維持管理費の委託料 132,841 千円、施設建設費の配水管整備等に係る工事請負費 89,079 千円である。

(3) 経理事務について

ア 収入事務について

水道料金徴収事務及び分担金徴収事務等の収入事務については、おおむね適正に執行されていると認められた。

イ 支出事務について

総勘定元帳、予算整理簿、支出負担行為決議書等の計数及び資金前渡された経費等の精算状況については、適正に執行されていると認められた。

ウ 契約事務について

水道事業受付及び徴収業務委託契約書、配水管布設替工事契約書及びその他の契約文書については、おおむね適正に処理されていると認められた。

エ 現金及び有価証券等の出納保管事務について

現金、有価証券及び小切手帳の出納保管事務は、適正に執行されていると認められた。

(4) 財産管理について

固定資産及び貯蔵品等については、おおむね適正に管理されていると認められた。

別紙

指摘事項

水道事業受付業務及び徴収業務委託契約で、仕様書には受託者の事務所を水道局フロア内と規定しているが、使用に係る手続きがされていないため、今後は適正に対処されたい。また、同契約においては公金収納に関する内容で不明瞭な部分が見受けられたため、併せて適正に対処されたい。

仁木浄水場排水処理施設脱水ケーキ運搬処分業務については、入札後単価契約を締結し、さらに同業務を汚泥運搬業務と汚泥処理業務に分割して、後者は異なる業者に委託していたため、入札・契約手続きについて関係課と協議のうえ適正に処理されたい。

意見

簡易水道事業特別会計の公有財産については、台帳の整備等において不備な点が見受けられたため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。

業務等の民間委託において、労働者派遣の可能性のある業務が見受けられたので、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和 61 年 4 月 17 日労働省告示第 37 号）」等を基準として、実態に応じた適正な契約となるよう検討されたい。

簿外資産として管理している未収金については、内容を精査し、法令等に準拠した適正な処理をされ、簿外管理の解消を図られたい。

岡崎市水道事業会計規程第 9 条において整備すべき会計帳簿を規定しているが、実態はその一部を電算データとして管理している等、同規程と乖離した部分が見受けられるので、同規程の見直しも視野に入れ整合性をとられたい。

水道料金の分割納付については、預り金として処理しているので、今後は適正な対応を検討されたい。

公の施設の指定管理者監査

1 監査の対象

じさんじよの会

2 監査の実施期間

平成20年10月30日～平成20年12月25日

3 監査の範囲

平成19年度（4月1日～3月31日）における千万町茅葺屋敷の指定管理業務に係る出納及びその他の事務の執行について

4 監査の実施概要

この監査は、千万町茅葺屋敷の管理運営が市条例等に準拠して適正に執行されているかどうかについて、提出された監査資料により管理責任者等の説明を求め、関係書類を試査するとともに、必要に応じて関係職員の説明をも聴取して実施した。

5 監査の結果

各事務は、市条例等に準拠しておおむね適正に執行されていると認められたが、別紙のとおり指摘事項が見受けられた。

なお、結果概要については、次のとおりである。

(1) 指定管理料及び管理運営状況について

じさんじよの会は、千万町茅葺屋敷について、平成18年度から指定管理者の指定を受けて管理を行っている。

指定期間は平成18年4月1日から平成23年3月31日までで、平成19年度の指定管理料は2,300千円となっている。

管理運営状況については、千万町茅葺屋敷条例、岡崎市千万町茅葺屋敷の指定管理業務に関する基本協定書及び同年度協定書等に基づき試査したところ、おおむね適正に執行されていると認められた。

(2) 予算の執行状況について

歳入歳出事務について関係書類に基づき試査したところ、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

歳 入 (関係分抜粋)

(単位：千円)

項 目	予 算 現 額	収 入 済 額	備 考
指 定 管 理 料	2,300	2,300	
利 用 料 金 収 入	2,108	1,344	宿泊料金 1,325 施設利用料 19
事 業 収 入	1,540	1,212	体験・イベント料
そ の 他 収 入	7,150	6,704	売店収入
計	13,098	11,560	

歳 出

(単位：千円)

項 目	予 算 現 額	支 出 済 額	備 考
直 接 管 理 業 務 費	7,126	6,318	人件費 4,854 光熱水費等 1,464
事 業 費	5,446	4,897	売店仕入れ等
そ の 他	526	344	租税公課等
精 算	0	1	施設修繕料返戻
計	13,098	11,560	

別紙

指摘事項

岡崎市千万町茅葺屋敷指定管理業務における協定及び手続きにおいて、次の不備が見受けられたので条例・規則等に準拠して適正な処理をされたい。

- (1) 基本協定書の管理業務の内容等に「自主事業に関すること。」及び「売店業務及び自動販売機設置に関すること。」があるが、これは管理業務にそぐわないと思われる。
- (2) 基本協定書において行政財産目的外使用の許可申請の手続きについて明記しているが、当施設は借地・借家であり行政財産に当たらない。
- (3) 基本協定書における茅葺屋敷の建物面積等と、市が所有者と交わした貸借契約書の建物面積等について不一致が見受けられた。
- (4) 利用者にシーツ代、ごみ処分代を請求しているが、当該費用は業務基準書及び業務要求水準書に明記されている管理業務において発生する費用であり、本来指定管理料に含まれるべきものである。
- (5) 岡崎市千万町茅葺屋敷条例において、「指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。」と規定しているが、その基準について定めていない。

教 育 委 員 会

教育委員会事務局及び図書館交流プラザ

1 監査の実施期間

平成20年11月28日～平成21年3月30日

2 監査の範囲

平成20年度（4月1日～10月31日）における財務に関する事務の執行等について

3 監査の実施概要

この監査は、次の各項目に係る事務処理が法令等に準拠して適正に執行されているかどうかについて、提出された監査資料により部課長等の説明を求め、関係書類に基づき試査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取して実施した。

- (1) 予算の執行状況について
- (2) 経理事務について
- (3) 財産管理について

4 監査の結果

各事務は、法令等に準拠しておおむね適正に執行されていると認められたが、別紙のとおり指摘事項等が見受けられた。

なお、結果概要については次のとおりである。

教育委員会事務局

総務課

(1) 予算の執行状況について

予算は目的に従って適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

一般会計

歳入

(単位:千円、%)

項	目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	対予算現額 (C/A) × 100	対調定額 (C/B) × 100
国庫支出金	教育費国庫補助金	15,069	0	0	0	0.0	-
財産収入	物品売払収入	0	157	157	0	-	100.0
寄附金	教育費寄附金	3	102	102	0	3400.0	100.0
諸収入	奨学資金貸付金元利収入	20,715	15,740	12,132	3,608	58.6	77.1
	雑収入	7,247	3,017	2,457	560	33.9	81.4
計		43,034	19,016	14,848	4,168	34.5	78.1

歳出

(単位:千円、%)

項	目	予算現額 (A)	支出負担行為済額 (B)	予算残額 (A) - (B)	執行率 (B/A) × 100
教育費	教育委員会費	4,011	2,470	1,541	61.6
	事務局費	986,065	556,435	429,630	56.4
	学校管理費(小学校費)	1,137,291	579,706	557,585	51.0
	教育振興費(小学校費)	38,191	30,958	7,233	81.1
	学校管理費(中学校費)	720,251	348,145	372,106	48.3
	教育振興費(中学校費)	36,744	29,208	7,536	79.5
	寄宿舎管理費	61,733	27,815	33,918	45.1
	幼稚園費	246,615	133,835	112,780	54.3
計		3,230,901	1,708,572	1,522,329	52.9

収入済額の主なものは、貸付奨学金等に係る奨学資金貸付金元利収入 12,132 千円である。

支出負担行為済額の主なものは、学校管理費の教育用パソコンシステム賃借料等に係る使用料及び賃借料 263,277 千円 (小学校費)、137,534 千円 (中学校費) である。

(2) 経理事務について

ア 収入事務について

税外調定書等の計数については、適正に執行されていると認められた。

イ 支出事務について

支出負担行為決議書等の計数及び資金前渡された経費等の精算状況については、適正に執行され

ていると認められた。

ウ 契約事務について

教育用パソコンシステム賃貸借契約書及びその他の契約文書については、おおむね適正に処理されていると認められた。

(3) 財産管理について

備品管理等については、おおむね適正に管理されていると認められた。

施 設 課

(1) 予算の執行状況について

予算は目的に従って適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

一般会計

歳 入

(単位：千円、%)

項	目	予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	対予算現額 (C/A) × 100	対調定額 (C/B) × 100
使用料及び手数料	教育使用料	521	527	527	0	101.2	100.0
国庫支出金	教育費国庫補助金	142,191	0	0	0	0.0	-
諸 収 入	雑 入	1,031	456	456	0	44.2	100.0
市 債	教 育 債	137,000	0	0	0	0.0	-
	計	280,743	983	983	0	0.4	100.0

歳 出

(単位：千円、%)

項	目	予 算 現 額 (A)	支出負担行為済額 (B)	予 算 残 額 (A) - (B)	執 行 率 (B/A) × 100
教 育 費	事 務 局 費	9,422	6,080	3,342	64.5
	学校管理費(小学校費)	453,889	322,421	131,468	71.0
	学校建設費(小学校費)	760,521	629,987	130,534	82.8
	学校管理費(中学校費)	213,742	138,382	75,360	64.7
	学校建設費(中学校費)	436,637	320,906	115,731	73.5
	寄 宿 舎 管 理 費	4,937	1,865	3,072	37.8
	幼 稚 園 費	15,591	6,730	8,861	43.2
	計	1,894,739	1,426,371	468,368	75.3

支出負担行為済額の主なものは、学校建設費（小学校費）の常磐小学校校舎増築工事等に係る工事請負費 568,588 千円、学校建設費（中学校費）の竜海中学校プール改築工事等に係る工事請負費 299,249 千円、学校管理費（小学校費）の矢作東小学校下水道管渠移設工事等に係る工事請負費

233,008千円である。

(2) 経理事務について

ア 収入事務について

税外調定書等の計数については、適正に執行されていると認められた。

イ 支出事務について

支出負担行為決議書等の計数については、適正に執行されていると認められた。

ウ 契約事務について

竜海中学校プール改築工事請負契約書及びその他の契約文書については、おおむね適正に処理されていると認められた。

(3) 財産管理について

公有財産台帳及び備品管理等については、おおむね適正に管理されていると認められた。

保健給食課・学校給食センター

(1) 予算の執行状況について

予算は目的に従って適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

一般会計

歳 入

(単位:千円、%)

項	目	予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	対予算現額 (C/A) × 100	対調定額 (C/B) × 100
使用料及び手数料	教育使用料	1	122	122	0	12,200.0	100.0
国庫支出金	教育費国庫補助金	15	0	0	0	0.0	-
諸 収 入	雑 入	1,490,845	685,495	663,469	22,026	44.5	96.8
	計	1,490,861	685,617	663,591	22,026	44.5	96.8

歳 出

(単位:千円、%)

項	目	予 算 現 額 (A)	支出負担行為済額 (B)	予 算 残 額 (A) - (B)	執 行 率 (B/A) × 100
教 育 費	事 務 局 費	1,058	494	564	46.7
	学校管理費(小学校費)	60,001	28,286	31,715	47.1
	学校管理費(中学校費)	24,237	11,417	12,820	47.1
	幼 稚 園 費	2,464	1,083	1,381	44.0
	学 校 保 健 費	279,249	63,270	215,979	22.7
	学校給食センター費	2,685,310	2,583,290	102,020	96.2
	計	3,052,319	2,687,840	364,479	88.1

収入済額の主なものは、雑入の学校給食負担金収入 650, 125 千円である。

支出負担行為済額の主なものは、学校給食センター費の学校給食業務等に係る委託料 2, 315, 512 千円である。

(2) 経理事務について

ア 収入事務について

税外調定書等の計数については、適正に執行されていると認められた。

イ 支出事務について

支出負担行為決議書等の計数については、適正に執行されていると認められた。

ウ 契約事務について

学校給食業務委託契約書及びその他の契約文書については、おおむね適正に処理されていると認められた。

(3) 財産管理について

公有財産台帳及び備品管理等については、おおむね適正に管理されていると認められた。

学校指導課・教育研究所

(1) 予算の執行状況について

予算は目的に従って適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

一般会計

歳 入

(単位:千円、%)

項 目	予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	対予算現額 (C/A) × 100	対調定額 (C/B) × 100
分担金及び負担金	2,630	0	0	0	0.0	-
使用料及び手数料	49,920	27,298	23,307	3,991	46.7	85.4
国庫支出金	69,419	0	0	0	0.0	-
県 支 出 金	民生費県負担金	182	0	0	0.0	-
	教育費県補助金	1,499	0	0	0.0	-
	教育費委託金	7,840	3,840	3,840	0	49.0
諸 収 入	3,016	2,420	2,420	0	80.2	100.0
計	134,506	33,558	29,567	3,991	22.0	88.1

歳 出

(単位:千円、%)

項 目	予 算 現 額 (A)	支出負担行為済額 (B)	予 算 残 額 (A) - (B)	執 行 率 (B/A) × 100
総 務 費				
都市交流諸費	11,180	11,180	0	100.0
教 育 費				
事務局費	17,938	6,966	10,972	38.8
私立学校振興費	329,618	34,983	294,635	10.6
学校管理費(小学校費)	130,746	37,063	93,683	28.3
教育振興費(小学校費)	65,445	19,204	46,241	29.3
学校管理費(中学校費)	67,315	18,605	48,710	27.6
教育振興費(中学校費)	73,459	23,606	49,853	32.1
幼稚園費	1,511	517	994	34.2
指導研修費	182,636	118,589	64,047	64.9
学校体育費	48,288	37,867	10,421	78.4
教育研究所費	237,739	118,573	119,166	49.9
社会教育総務費	10,302	5,039	5,263	48.9
計	1,176,177	432,192	743,985	36.7

収入済額の主なものは、教育使用料の幼稚園保育料 23,305 千円である。

支出負担行為済額の主なものは、次のとおりである。

指導研修費

委託料 61,142 千円 (現職研修事業委託料等)

私立学校振興費

負担金補助及び交付金 34,983 千円 (私立幼稚園入園料補助金等)

学校体育費

負担金補助及び交付金 31,008 千円 (各種小中学校体育大会選手派遣費補助金等)

(2) 経理事務について

ア 収入事務について

税外調定書等の計数については、適正に執行されていると認められた。

イ 支出事務について

支出負担行為決議書等の計数及び資金前渡された経費等の精算状況については、適正に執行されていると認められた。

ウ 契約事務について

教育文化館清掃業務委託契約書及びその他の契約文書については、おおむね適正に処理されていると認められた。

(3) 財産管理について

公有財産台帳及び備品管理等については、おおむね適正に管理されていると認められた。

少年自然の家

(1) 予算の執行状況について

予算は目的に従って適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

一般会計

歳 入

(単位:千円、%)

項 目	予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	対予算現額 (C/A) × 100	対調定額 (C/B) × 100
使用料及び手数料 教育 使用 料	683	21	21	0	3.1	100.0
諸 収 入 雑 入	1,323	1,163	1,163	0	87.9	100.0
計	2,006	1,184	1,184	0	59.0	100.0

歳 出

(単位:千円、%)

項 目	予 算 現 額 (A)	支出負担行為済額 (B)	予 算 残 額 (A) - (B)	執 行 率 (B/A) × 100
教 育 費 少年自然の家費	90,550	47,815	42,735	52.8

収入済額の主なものは、雑入の少年自然の家の施設利用に係る社会教育施設利用実費収入 872 千円である。

支出負担行為済額の主なものは、熱源改修工事等に係る工事請負費 12,240 千円である。

(2) 経理事務について

ア 収入事務について

税外調定書等の計数については、適正に執行されていると認められた。

イ 支出事務について

支出負担行為決議書等の計数については、適正に執行されていると認められた。

ウ 契約事務について

熱源改修工事請負契約書及びその他の契約文書については、おおむね適正に処理されていると認められた。

(3) 財産管理について

公有財産台帳及び備品管理等については、おおむね適正に管理されていると認められた。

スポーツ振興課・体育館

(1) 予算の執行状況について

予算は目的に従って適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

一般会計

歳 入

(単位:千円、%)

項 目	予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	対予算現額 (C/A) × 100	対調定額 (C/B) × 100
使用料及び手数料 教育使用料	26,461	19,270	19,258	12	72.8	99.9
諸 収 入 雑 入	825	406	406	0	49.2	100.0
計	27,286	19,676	19,664	12	72.1	99.9

歳 出

(単位:千円、%)

項 目	予 算 現 額 (A)	支出負担行為済額 (B)	予 算 残 額 (A) - (B)	執 行 率 (B/A) × 100
教 育 費	社会体育費	145,934	75,487	65.9
	体育館費	39,544	28,674	58.0
	地区体育館費	1,471	1,625	47.5
計	292,735	186,949	105,786	63.9

収入済額の主なものは、教育使用料の体育館等に係る保健体育使用料 18,187 千円である。

支出負担行為済額の主なものは、社会体育費の市民スポーツ大会運営事業等に係る委託料 76,118 千円である。

(2) 経理事務について

ア 収入事務について

税外調定書等の計数については、適正に執行されていると認められた。

イ 支出事務について

支出負担行為決議書等の計数及び資金前渡された経費等の精算状況については、適正に執行されていると認められた。

ウ 契約事務について

市民スポーツ大会運営事業委託契約書及びその他の契約文書については、おおむね適正に処理されていると認められた。

エ 現金の出納について

現金により徴収されている体育館使用料等については、遅滞なく収納されていると認められた。

(3) 財産管理について

公有財産台帳及び備品管理等については、おおむね適正に管理されていると認められた。

社会教育課

(1) 予算の執行状況について

予算は目的に従って適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

一般会計

歳 入

(単位:千円、%)

項	目	予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	対予算現額 (C/A) × 100	対調定額 (C/B) × 100
国庫支出金	教育費国庫補助金	5,421	0	0	0	0.0	-
財 産 収 入	著作権運用収入	12	11	11	0	91.7	100.0
	物品売払収入	558	119	119	0	21.3	100.0
諸 収 入	教育費受託事業収入	6,400	0	0	0	0.0	-
	雑 入	20,091	188	188	0	0.9	100.0
計		32,482	318	318	0	1.0	100.0

歳 出

(単位:千円、%)

項	目	予 算 現 額 (A)	支出負担行為済額 (B)	予 算 残 額 (A) - (B)	執 行 率 (B/A) × 100
教 育 費	社会教育総務費	46,985	25,618	21,367	54.5
	青 少 年 費	21,612	15,430	6,182	71.4
	少年愛護センター費	9,690	4,503	5,187	46.5
	文化財保護費	163,314	96,917	66,397	59.3
	六名会館管理費	3,021	1,678	1,343	55.6
計		244,622	144,146	100,476	58.9

支出負担行為済額の主なものは、文化財保護費の旧本多邸復原基本設計・実施設計業務等に係る委託料 60,126 千円である。

(2) 経理事務について

ア 収入事務について

税外調定書等の計数については、おおむね適正に執行されていると認められた。

イ 支出事務について

支出負担行為決議書等の計数及び資金前渡された経費等の精算状況については、適正に執行されていると認められた。

ウ 契約事務について

旧本多邸復原基本設計・実施設計業務委託契約書及びその他の契約文書については、おおむね適正に処理されていると認められた。

エ 現金の出納について

現金により徴収されている新編岡崎市史等売払収入については、遅滞なく収納されていると認められた。

(3) 財産管理について

公有財産台帳及び備品管理等については、おおむね適正に管理されていると認められた。

視聴覚ライブラリー

(1) 予算の執行状況について

予算は目的に従って適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

一般会計

歳 出

(単位:千円、%)

項 目		予 算 現 額 (A)	支 出 負 担 行 為 済 額 (B)	予 算 残 額 (A) - (B)	執 行 率 (B/A) × 100
教 育 費	公 民 館 費	250	247	3	98.8
	視聴覚ライブラリー費	59,684	28,934	30,750	48.5
計		59,934	29,181	30,753	48.7

支出負担行為済額の主なものは、視聴覚ライブラリー費のデジタルビデオライブラリーシステム賃貸借等に係る使用料及び賃借料6,617千円である。

(2) 経理事務について

ア 支出事務について

支出負担行為決議書等の計数及び資金前渡された経費等の精算状況については、適正に執行されていると認められた。

イ 契約事務について

デジタルビデオライブラリーシステム賃貸借契約書及びその他の契約文書については、おおむね適正に処理されていると認められた。

(3) 財産管理について

備品管理等については、適正に管理されていると認められた。

青少年センター・太陽の城

(1) 予算の執行状況について

予算は目的に従って適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

一般会計

歳 入

(単位:千円、%)

項 目	予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	対予算現額 (C/A) × 100	対調定額 (C/B) × 100
使用料及び手数料 教育使用料	660	397	397	0	60.2	100.0
諸 収 入 雑 入	34	3	3	0	8.8	100.0
計	694	400	400	0	57.6	100.0

歳 出

(単位:千円、%)

項 目	予 算 現 額 (A)	支出負担行為済額 (B)	予 算 残 額 (A) - (B)	執 行 率 (B/A) × 100
民 生 費 児童センター費	34,228	19,457	14,771	56.8
教 育 費 青少年センター費	64,987	34,992	29,995	53.8
計	99,215	54,449	44,766	54.9

支出負担行為済額の主なものは、青少年センター費の清掃業務等に係る委託料9,669千円及びガスマン取替改修工事等に係る工事請負費9,591千円である。

(2) 経理事務について

ア 収入事務について

税外調定書等の計数については、適正に執行されていると認められた。

イ 支出事務について

支出負担行為決議書等の計数については、適正に執行されていると認められた。

ウ 契約事務について

ガスマン取替改修工事請負契約書及びその他の契約文書については、おおむね適正に処理されていると認められた。

(3) 財産管理について

公有財産台帳及び備品管理等については、おおむね適正に管理されていると認められた。

図書館交流プラザ

中央図書館・額田図書館

(1) 予算の執行状況について

予算は目的に従って適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

一般会計

歳入

(単位:千円、%)

項	目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	対予算現額 (C/A) × 100	対調定額 (C/B) × 100
使用料及び手数料	教育使用料	47	48	48	0	102.1	100.0
寄附金	教育費寄附金	500	500	500	0	100.0	100.0
諸収入	雑入	684	179	179	0	26.2	100.0
計		1,231	727	727	0	59.1	100.0

歳出

(単位:千円、%)

項	目	予算現額 (A)	支出負担行為済額 (B)	予算残額 (A) - (B)	執行率 (B/A) × 100
教育費	図書館費	727,199	416,991	310,208	57.3
	市民センター費	14,068	9,705	4,363	69.0
計		741,267	426,696	314,571	57.6

支出負担行為済額の主なものは、図書館費の中央図書館貸出返却業務等に係る委託料 169,333 千円、需用費 81,834 千円、業務システム用端末機器貸借等に係る使用料及び賃借料 50,992 千円である。

(2) 経理事務について

ア 収入事務について

税外調定書等の計数については、適正に執行されていると認められた。

イ 支出事務について

支出負担行為決議書等の計数については、適正に執行されていると認められた。

ウ 契約事務について

中央図書館貸出返却業務委託契約書及びその他の契約文書については、おおむね適正に処理されていると認められた。

エ 現金の出納について

現金により徴収されている資料複写料等については、遅滞なく収納されていると認められた。

(3) 財産管理について

公有財産台帳及び備品管理等については、おおむね適正に管理されていると認められた。

市民活動総合支援センター・公民館

(1) 予算の執行状況について

予算は目的に従って適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

一般会計

歳 入

(単位:千円、%)

項 目	予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	対予算現額 (C/A) × 100	対調定額 (C/B) × 100
使用料及び手数料 総務使用料	8,609	7,547	7,547	0	87.7	100.0
財産収入 生産物売払収入	1	2	2	0	200.0	100.0
諸収入 雑 入	970	479	479	0	49.4	100.0
計	9,580	8,028	8,028	0	83.8	100.0

歳 出

(単位:千円、%)

項 目	予算現額 (A)	支出負担行為済額 (B)	予算残額 (A) - (B)	執 行 率 (B/A) × 100
総務費	男女共同参画費	10,994	6,149	55.9
	都市交流諸費	21,572	11,599	53.8
	地域交流センター管理費	110,714	78,415	70.8
教育費	公民館費	2,979	1,581	53.1
	市民センター費	25,113	11,747	46.8
	図書館交流プラザ費	59,377	52,096	87.7
計	230,749	161,587	69,162	70.0

収入済額の主なものは、地域交流センターに係る総務管理使用料 7,547 千円である。

支出負担行為済額の主なものは、地域交流センター管理費の指定管理業務等に係る委託料 73,234 千円、図書館交流プラザ費の自主事業運営業務等に係る委託料 50,294 千円である。

(2) 経理事務について

ア 収入事務について

税外調定書等の計数については、適正に執行されていると認められた。

イ 支出事務について

支出負担行為決議書等の計数及び資金前渡された経費等の精算状況については、適正に執行されていると認められた。

ウ 契約事務について

北部地域交流センター及び南部地域交流センター指定管理業務等に係る協定書及びその他の契約文書については、おおむね適正に処理されていると認められた。

エ 現金の出納について

現金により徴収されている資料複写料等については、遅滞なく収納されていると認められた。

(3) 財産管理について

公有財産台帳及び備品管理等については、おおむね適正に管理されていると認められた。

総務管理課

(1) 予算の執行状況について

予算は目的に従って適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

一般会計

歳 入

(単位：千円、%)

項 目	予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	対予算現額 (C/A) × 100	対調定額 (C/B) × 100
使用料及び手数料 教育 使用 料	9,300	1,419	1,293	126	13.9	91.1
国庫支出金 教育費国庫補助金	5,400	0	0	0	0.0	-
県 支 出 金 教育費県補助金	10,000	0	0	0	0.0	-
財 産 収 入 生産物売払収入	10	0	0	0	0.0	-
寄 附 金 教育費寄附金	0	1,200	1,200	0	-	100.0
諸 収 入 雑 入	1,513	960	769	191	50.8	80.1
計	26,223	3,579	3,262	317	12.4	91.1

歳 出

(単位：千円、%)

項 目	予 算 現 額 (A)	支出負担行為済額 (B)	予 算 残 額 (A) - (B)	執 行 率 (B/A) × 100
教 育 費	市民センター費	240,838	71,600	29.7
	図書館交流プラザ費	402,347	218,101	54.2
	康生地区拠点開設準備費	1,222,192	861,763	70.5
計	1,865,377	1,151,464	61.7	

収入済額の主なものは、図書館交流プラザ駐車場に係る社会教育使用料 1,293 千円及び社会教育費寄附金 1,200 千円である。

支出負担行為済額の主なものは、次のとおりである。

康生地区拠点開設準備費

工事請負費 464,968 千円 (図書館交流プラザ広場・歩行者空間整備工事費等)

備品購入費 194,207 千円 (図書館交流プラザ初年度調度品等)

委託料 160,449 千円 (図書館交流プラザジャズコレクション展示制作業務等)

図書館交流プラザ費

委託料

121,801 千円（図書館交流プラザ設備総合保守管理業務等）

(2) 経理事務について

ア 収入事務について

税外調定書等の計数については、適正に執行されていると認められた。

イ 支出事務について

支出負担行為決議書等の計数及び資金前渡された経費等の精算状況については、適正に執行されていると認められた。

ウ 契約事務について

図書館交流プラザ広場・歩行者空間整備工事請負契約書及びその他の契約文書については、おおむね適正に処理されていると認められた。

エ 現金の出納について

現金により徴収されている駐車場使用料については、遅滞なく収納されていると認められた。

(3) 財産管理について

公有財産台帳及び備品管理等については、おおむね適正に管理されていると認められた。

別紙

指摘事項

課名等	指 摘 内 容
総務課	<p>教育委員会全体の入札事務を総務課において行っているが、施設課で作成された小・中学校浄化槽清掃業務の設計書が2枚に分かれていたことに気づかず、1枚目の設計金額のみで予定価格書を作成し、入札が行われていたものがあったため、今後はこのようなことが起こらないように注意されたい。</p>
	<p>教育用パソコンシステム等の賃貸借契約において、契約相手方は機器の保守・点検等をメーカー等に委託することができる旨規定しているが、契約書上第三者であるメーカー等の具体的な表示がなかった。これは、第三者への再委託に相当するものと思われるため、今後はその協議、承諾について適正に処理されたい。</p>
施設課	<p>額田中学校寄宿舎に設置してある自動販売機に係る行政財産目的外使用許可申請の手続きがされていなかったため、早急に対処されたい。</p>
	<p>小・中学校グリストラップ清掃業務及び汚泥・廃油収集運搬、処分業務については、受託事業者決定後、同業務を清掃業務・収集運搬業務・処分業務に分割して、処分業務は異なる業者と委託契約していたため、契約手続きについて関係課と協議のうえ適正に処理されたい。</p>
	<p>合併処理浄化槽管理業務委託契約等において、契約書に規定された、第三者に再委託する場合の書面による手続きがなされていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>
保健給食課	<p>学校給食協会が使用している市有施設・設備等について、施設の使用手続き及び備品の貸借契約が行われていないため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。</p>
	<p>市が各金融機関と締結している学校給食費の「口座振替による収納に関する契約書」は自動更新契約になっているが、契約の性質から自動更新はできないため単年度契約とされたい。</p>
	<p>学校給食業務委託契約等において、契約書に規定された、第三者に再委託する場合の書面による手続きがなされていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>
学校指導課	<p>教育文化館設備保守管理業務委託契約等において、契約書に規定された、第三者に再委託する場合の書面による手続きがなされていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>

	<p>また、プリンター機器賃貸借契約において、契約相手方の指定する者が点検・修理する旨規定しているが、指定する者についての具体的な表示がなかった。これは、第三者への再委託に相当するものと思われるため、今後はその協議、承諾について適正に処理されたい。</p>
	<p>各種補助金について、交付申請書及びそれに添付された収支予算書に、当該申請内容の審査に必要な経費の配分及び経費の使用方法が明示されていなかったため、今後は適正に対応されたい。</p>
	<p>現職研修委員会を始めとした教員により組織された各団体への委託料及び補助金において、その中に教員への報酬が含まれる場合は、当該業務と教員本来の業務の区別を明確にされたい。</p> <p>それが不可能な場合は、地方自治法第 204 条の 2 の規定に触れる可能性がある。</p> <p>今回、当該業務が教員の本来業務とは異なった業務であるとの判断で、各団体は教員へ図書カードによる報酬を与えているが、図書カードであっても源泉所得税を徴収する必要があり、また、教育公務員特例法第 17 条の規定の適用がある等の課題が生じていることから、法令等に準拠した適切な処理をされたい。</p>
<p>少年自然の家</p>	<p>少年自然の家の食堂については、行政財産目的外使用許可申請の手続きがされないまま、当初から業者に当該施設を使用させているので、早急に手続きをするよう指導されたい。</p>
<p>スポーツ振興課・体育館</p>	<p>携帯電話無線基地局設備に係る額田運動場の土地の使用手続きを賃貸借契約により行っているが、本件の場合、行政財産は行政処分によって使用させるものであり、契約により貸し付けるものではないため、本契約を解除し行政財産目的外使用許可申請の手続きによられたい。</p> <p>藤川射撃場の建物が建っている土地については、市が無償使用しているが、貸借契約書がないため、所有者と土地の貸借契約を結ばれたい。</p> <p>体育協会が使用している体育館の事務スペース及び備品等について、施設の使用手続き及び備品等の貸借契約が行われていないため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。</p> <p>地域市民スポーツ振興補助金及び体育協会補助金について、交付申請書及びそれに添付された収支予算書に、当該申請内容の審査に必要な経費の配分及び経費の使用方法が明示されていなかったため、今後は適正に対応されたい。</p>

	<p>額田運動場夜間照明用コインについては、全体枚数の把握がされていないほか、利用証の交付を伴わないコインの払出しがされているなど管理方法等が不十分であるため、実務を担当している額田支所総務課と協議のうえ適正な管理をされたい。</p>
	<p>体育館の自動販売機に係る行政財産目的外使用許可申請をレストラン経営者が岡崎市に対して行い、業者へ転貸しているが、許可処分の性質上転貸することは認められないため、業者から直接市へ申請する方法に改められたい。</p>
<p>社会教育課</p>	<p>埋蔵文化財倉庫敷地内等草刈業務は3者見積りによる随意契約であるが、設計金額より高い金額で契約しているため、今後は適正に処理されたい。</p>
	<p>藤川宿本陣跡用地土地・家屋の賃貸借契約書で、賃貸人の氏名が実際の契約者とは異なる故人の氏名になっており、かつ契約書原本を紛失しているため、適正に処理されたい。</p>
	<p>平成14年に出版した書籍の著作権については無体財産であるが、公有財産としての手続きがされていなかったため、公有財産管理規則に基づき適正な処理をされたい。</p>
	<p>岡崎市史等を郵送により売却する際に、本の代金に送料を含んだ金額で納入通知書及び税外調定書を作成していたものが見受けられた。また、来庁者が現金で購入した場合でも納入通知書を作成した後、職員が金融機関へ払い込み、領収書を購入者へ郵送する方法を取っているため、今後は予算決算及び会計規則に基づき適正な処理をされたい。</p>
	<p>各種補助金について、交付申請書及びそれに添付された収支予算書に、当該申請内容の審査に必要な経費の配分及び経費の使用方法が明示されていなかったため、今後は適正に対応されたい。</p>
	<p>成人式演出業務委託契約において、契約書に規定された、第三者に再委託する場合の書面による手続きがなされていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>中央図書館</p>	<p>中央図書館貸出返却業務委託契約は、指名型プロポーザル方式により受託者を選定し随意契約としているが、契約手続きにおいて必要とされる実施要領、設計書及び予定価格書を作成していなかったため、今後は適正な処理をされたい。</p>
	<p>額田図書館の複写物使用料等の公金の収納事務を図書館運營業務委託業者に取り扱わせているが、当該業者へ公金収納事務の委託をしていない。また、当該業者に釣銭を渡していたため、今後は法令等に準拠した適正な処理をされたい。</p>

	<p>業務委託契約において、契約書に規定された、第三者に再委託する場合の書面による手続きがなされていなかったものや、契約書に第三者委託の制限についての条項がないものが見受けられたため、今後は適正に処理されたい。</p>
市民活動総合支援センター	<p>岡崎市北部地域交流センター及び南部地域交流センターの指定管理業務における協定並びに手続きにおいて、次の不備が見受けられたので条例・規則等に準拠して適正な処理をされたい。</p> <p>(1) 基本協定書の管理業務の内容等に「使用料の減免について、市と協議して規定を定め、運用すること」としているが、使用料の減免は市長の行為であり、指定管理者に行わせることはできない。</p> <p>(2) 基本協定書において行政財産目的外使用の許可申請の手続きについて明記し、北部地域交流センターについては、事務所スペース及び自動販売機に係る行政財産目的外使用許可申請を指定管理者が行っているが、当該施設は借地・借家であるため、行政財産に当たらない。</p> <p>また、南部地域交流センターについては、自動販売機に係る行政財産目的外使用許可申請を指定管理者が岡崎市に対して行い業者へ転貸しているが、許可処分の性質上転貸することは認められないため、業者から直接市へ申請する方法に改められたい。</p> <p>(3) 基本協定書に規定された、第三者に再委託する場合の書面による手続きがなされていなかった。</p>
	<p>図書館交流プラザ市民活動センター運營業務委託契約書における受託者の業務内容の中で「印刷機、市民活動団体用ロッカー等の利用により生じた料金を収受する」「収受した料金は、市職員へ渡す」とし、私人に公金を取り扱わせているが、受託者へ公金収納事務の委託をしていない。また、ロッカーの利用料金については受託者の収入としている。これらのことについて、法令等に準拠した適正な処理をされたい。</p>
	<p>図書館交流プラザ市民活動センター運營業務の受託者に無償貸与している備品類について、貸借契約が結ばれていないため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。</p>
総務管理課	<p>図書館交流プラザ設備総合保守管理業務委託契約等において、契約書に規定された、第三者に再委託する場合の書面による手続きがなされていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>

意見

対 象	意 見 内 容
教育委員会事務局・図書館交流プラザ	<p>業務等の民間委託において、労働者派遣の可能性がある業務が見受けられたので、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和 61 年 4 月 17 日労働省告示第 37 号）」等を基準として、実態に応じた適正な契約となるよう検討されたい。</p> <p>また、労働者派遣に該当する場合の契約及び事務処理等については、法令等に準拠した適正な処理をされたい。</p>
	<p>委託業務等において、契約書や仕様書の条文中で契約相手方に提出を義務付けている個人情報保護及び守秘義務に関する誓約書等が提出されていないものが見受けられた。</p> <p>また、個人情報保護を必要とする業務等の契約書において、関係条文の欠如又は不十分なものも見受けられたため、今後は業務内容に応じた契約を結ぶとともに契約書に沿った処理をされたい。</p>
	<p>機器賃貸借契約において、見積り時又は契約後にリース会社からリース機器等の本体価格とリース手数料等の経費を詳細に区分した内訳を提出させて金額をチェックし、再リースする場合にもこれを参考に価格をチェックされるよう要望する。</p>
	<p>業務委託において契約書によらず実施要綱等を定め協議・回答のみで委託しているケースが散見されたが、契約金額が 100 万円を超えるものについては、岡崎市予算決算及び会計規則に基づき契約書を作成されたい。また、このような場合、業務の仕様が抽象的で積算についても一式金額での算出が多いため、詳細な仕様書及びそれに対応した設計書を作成されたい。</p>
	<p>公有財産及び備品管理については法令等に準拠した適正な処理をされたい。</p>

意見

課名等	意見内容
総務課 保健給食課 学校指導課	未収金に対する督促、延滞金徴収、時効、不納欠損等の債権管理については、法令、条例、規則等に準拠し適正に対応されたい。
総務課	産業廃棄物処理委託業務については、年間で相当量の業務があるため、その都度の随意契約によらず単価契約の方法を取られたい。
保健給食課	<p>学校給食費の徴収方法として、各学校の全体金額で納入通知書を学校長宛に出し、学校長が市へ納入しているため、学校長はあたかも債務者のような取扱いとなっている。</p> <p>一方学校長は分任出納員であることから、相反する立場となっており矛盾を生じているので、学校給食費における学校長の位置付けを明確にし、適正な処理をされたい。</p>
スポーツ振興課・体育館	<p>体育館における市の事務全般を実質的に体育協会職員が行っていることについて、公金収納委託及び情報セキュリティー等の問題も含め、適正な執行体制の在り方について検討されたい。</p>
	<p>体育館の清掃業務委託契約において、業者が無償で占有させている休憩室に関する使用手続きが行われていないため、法令等に準拠した適正な処理を検討されたい。</p>
太陽の城	<p>青少年センター・太陽の城における施設及び設備の利用について、登録団体以外が利用する場合は行政財産目的外使用料を徴収しているが、使用料の設定方法及び徴収自体に疑義があるため、適正な利用方法について検討されたい。</p>
中央図書館	<p>額田図書館については、市の職員がいない状態で業者に図書館運営業務を委託しているため、実質的な施設管理を業者が行っている状態であるが、公の施設の管理は市の直営か指定管理に限られているため、管理体制について検討されたい。</p>
総務管理課	<p>清掃業務委託契約において、業者が無償で占有させている休憩室に関する使用手続きが行われていないため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。</p>

財政援助団体監査

1 監査の対象

岡崎市体育協会

2 監査の実施期間

平成20年11月28日～平成21年3月30日

3 監査の範囲

平成19年度（4月1日～3月31日）における財政援助対象事業の出納及びその他の事務の執行について

4 監査の実施概要

この監査は、財政援助対象事業が援助目的に従い市規則等に準拠して適正に執行されているかどうかについて、提出された監査資料により事務局の説明を求め、関係書類を試査するとともに、必要に応じて関係職員の説明をも聴取して実施した。

5 監査の結果

各事務は、援助目的に従い市規則等に準拠しておおむね適正に執行されていると認められたが、別紙のとおり指摘事項が見受けられた。

なお、結果概要については、次のとおりである。

(1) 市補助金について

補助事業の概要は、次のとおりである。

事業名 岡崎市体育協会事業

補助の目的 広く市民にスポーツの実践機会を与え、スポーツの普及振興を図るとともに、健全な環境をつくる。

事業の内容 ① スポーツ少年団の育成と活動の振興を図る。

② スポーツ教室を開設する。

③ 加盟競技団体事業への協力や後援をする。

期間 平成19年4月1日～平成20年3月31日

総事業費 85,754,683円

市費補助金額 5,599,000円

算定基礎 規定する事業を実施する上で必要な額

(2) 予算の執行状況について

収入支出事務について現金出納簿等の関係書類を試査したところ、援助目的に従いおおむね適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

収入(関係分抜粋)

(単位:千円)

項目	予算現額	収入済額	備考
市補助金収入	5,599	5,599	

支出(関係分抜粋) ()内は市費補助金充当額

(単位:千円)

項目	予算現額	支出済額 (市費補助金充当額)	備考	
事務費	役員費	326	326 (323)	
	負担金補助及び交付金	1,094	1,094 (1,094)	県体育協会負担金
交付費	負担金補助及び交付金	3,882	3,849 (3,532)	加盟団体交付金等
助成金	負担金補助及び交付金	651	650 (650)	スポーツ少年団助成金等
計	5,953 (5,599)	5,919 (5,599)		

別紙

指摘事項

- 1 体育協会は、主に各種競技団体へ間接市費補助金を交付しているが、その根拠となる補助金実施要項の未整備のものがあるため、市費補助金等に関する規則等に準拠して適正に整備されたい。
- 2 各種競技団体への間接市費補助金について、協会の補助金実施要項の規定する条件を満たしていないものが見受けられたため、適正に処理されたい。

土 木 建 設 部

技術管理課・土木用地課・道路維持課
道路建設課・公園緑地課・河川課

1 監査の実施期間

平成21年1月23日～平成21年4月30日

2 監査の範囲

平成20年度（4月1日～12月31日）における財務に関する事務の執行について

3 監査の実施概要

この監査は、次の各項目に係る事務処理が法令等に準拠して適正に執行されているかどうかについて、提出された監査資料により部課長等の説明を求め、関係書類に基づき試査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取して実施した。

- (1) 予算の執行状況について
- (2) 経理事務について
- (3) 財産管理について

4 監査の結果

各事務は、法令等に準拠しておおむね適正に執行されていると認められたが、別紙のとおり指摘事項等が見受けられた。

なお、結果概要については、次のとおりである。

技術管理課

(1) 予算の執行状況について

予算は目的に従って適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

一般会計

歳 出

(単位：千円、%)

項	目	予 算 現 額 (A)	支出負担行為済額 (B)	予 算 残 額 (A) - (B)	執 行 率 (B/A) × 100
土 木 費	土 木 総 務 費	105,305	72,642	32,663	69.0

支出負担行為済額の主なものは、土木総務費の公共工事設計積算事務改善業務等に係る委託料 7,557 千円、新工事積算システム賃貸借業務等に係る使用料及び賃借料 6,647 千円である。

(2) 経理事務について

ア 支出事務について

支出負担行為決議書等の計数については、適正に執行されていると認められた。

イ 契約事務について

公共工事設計積算事務改善業務委託契約書及びその他の契約文書については、おおむね適正に処理されていると認められた。

(3) 財産管理について

備品管理等については、適正に管理されていると認められた。

土木用地課

(1) 予算の執行状況について

予算は目的に従って適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

一般会計

歳 出

(単位：千円、%)

項	目	予 算 現 額 (A)	支出負担行為済額 (B)	予 算 残 額 (A) - (B)	執 行 率 (B/A) × 100
土 木 費	土 木 総 務 費	81,068	63,457	17,611	78.3

支出負担行為済額の主なものは、土木総務費の登記用図面作成業務等に係る委託料 769 千円である。

(2) 経理事務について

ア 支出事務について

支出負担行為決議書等の計数については、適正に執行されていると認められた。

イ 契約事務について

登記用図面作成業務等委託契約書及びその他の契約文書については、おおむね適正に処理されていると認められた。

(3) 財産管理について

備品管理等については、適正に管理されていると認められた。

道路維持課

(1) 予算の執行状況について

予算は目的に従って適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

一般会計

歳 入

(単位：千円、%)

項	目	予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	対予算現額 (C/A)×100	対調定額 (C/B)×100
使用料及び手数料	土 木 使 用 料	181,392	178,105	178,049	56	98.2	100.0
	土 木 手 数 料	2	2	2	0	100.0	100.0
国庫支出金	土木費国庫補助金	103,800	0	0	0	0.0	-
県 支 出 金	土木費県補助金	26,000	0	0	0	0.0	-
財 産 収 入	不動産売払収入	0	31,940	31,940	0	-	100.0
	生産物売払収入	0	62	62	0	-	100.0
諸 収 入	雑 入	2,558	2,236	2,236	0	87.4	100.0
市 債	土 木 債	184,000	0	0	0	0.0	-
計		497,752	212,345	212,289	56	42.6	100.0

歳 出

(単位：千円、%)

項	目	予 算 現 額 (A)	支出負担行為済額 (B)	予 算 残 額 (A) - (B)	執 行 率 (B/A)×100
土 木 費	土 木 総 務 費	627,430	506,717	120,713	80.8
	総合現業事務所費	88,490	63,017	25,473	71.2
	緊急交通安全対策費	12,800	8,841	3,959	69.1
	道路橋りょう総務費	183,456	73,319	110,137	40.0
	道 路 維 持 費	2,691,965	2,551,232	140,733	94.8
	生活関連道路整備費	54,646	51,402	3,244	94.1
計		3,658,787	3,254,528	404,259	89.0

収入済額の主なものは、土木使用料における道路占用等に係る土木管理使用料 178,049 千円である。

支出負担行為済額の主なものは、次のとおりである。

道路維持費

工事請負費 2,285,485 千円（康生通地内市道元能見康生通西線道路整備工事費等）

委託料 242,848 千円（東海道本線岡崎駅自由通路耐震補強工事委託料等）

道路橋りょう総務費

委託料 63,445 千円（道路台帳加除修正業務委託料等）

生活関連道路整備費

工事請負費 49,660 千円（桑原町ほか1箇町地内里道生活関連道路整備工事費等）

総合現業事務所費

備品購入費 20,033 千円（自動車購入費等）

(2) 経理事務について

ア 収入事務について

税外調定書等の計数については、適正に執行されていると認められた。

イ 支出事務について

支出負担行為決議書等の計数及び資金前渡された経費等の精算状況については、適正に執行されていると認められた。

ウ 契約事務について

康生通地内市道元能見康生通西線道路整備工事に係る工事請負契約書及びその他の契約文書については、おおむね適正に処理されていると認められた。

エ 現金の出納について

現金により徴収されている複写物売払収入については、遅滞なく収納されていると認められた。

(3) 財産管理について

公有財産及び備品管理等については、おおむね適正に管理されていると認められた。

道路建設課

(1) 予算の執行状況について

予算は目的に従って適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

一般会計

歳 入

(単位：千円、%)

項 目	予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	対予算現額 (C/A)×100	対調定額 (C/B)×100
使用料及び手数料 土木使用料	0	356	356	0	-	100.0
国庫支出金 土木費国庫補助金	179,660	0	0	0	0.0	-
県支出金 土木費県費補助金	10,000	0	0	0	0.0	-
財産収入 財産貸付収入	0	421	421	0	-	100.0
諸 収 入 雑 入	225,344	12,068	12,068	0	5.4	100.0
市 債 土 木 債	200,000	0	0	0	0.0	-
計	615,004	12,845	12,845	0	2.1	100.0

歳 出

(単位：千円、%)

項 目	予 算 現 額 (A)	支出負担行為済額 (B)	予 算 残 額 (A) - (B)	執 行 率 (B/A)×100	
土 木 費	道路橋りょう総務費	109,483	88,897	20,586	81.2
	道路新設改良費	1,388,167	1,253,870	134,297	90.3
	橋りょう維持費	215,000	198,551	16,449	92.3
	橋りょう新設改良費	371,734	328,644	43,090	88.4
	都市計画総務費	47,778	38,171	9,607	79.9
	街路事業費	121,885	81,510	40,375	66.9
計	2,254,047	1,989,643	264,404	88.3	

収入済額の主なものは、雑入の用地購入費負担金収入 12,068 千円である。

支出負担行為済額の主なものは、次のとおりである。

道路新設改良費

委託料 531,359 千円 (市道叢川川田線立体交差工事委託料等)

公有財産購入費 366,234 千円 (市道岡崎郵便局北線ほか3路線土地購入費等)

工事請負費 331,968 千円 (市道桜形高薄線道路改良工事費等)

橋りょう新設改良費

工事請負費 232,568 千円 (三清人道橋橋梁新設(上部工)工事費等)

橋りょう維持費

工事請負費 121,983 千円 (和合橋ほか19橋橋梁耐震補強工事費等)

(2) 経理事務について

ア 収入事務について

税外調定書等の計数については、適正に執行されていると認められた。

イ 支出事務について

支出負担行為決議書等の計数及び資金前渡された経費等の精算状況については、適正に執行されていると認められた。

ウ 契約事務について

市道蓑川川田線立体交差工事委託契約書及びその他の契約文書については、おおむね適正に処理されていると認められた。

(3) 財産管理について

公有財産及び備品管理等については、おおむね適正に管理されていると認められた。

公園緑地課

(1) 予算の執行状況について

予算は目的に従って適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

一般会計

歳 入

(単位:千円、%)

項	目	予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B)-(C)	対予算現額 (C/A)×100	対調定額 (C/B)×100
使用料及び手数料	民生使用料	193	203	203	0	105.2	100.0
	土木使用料	162,445	126,684	126,245	439	77.7	99.7
国庫支出金	土木費国庫補助金	16,800	0	0	0	0.0	-
県支出金	土木費県補助金	7,070	0	0	0	0.0	-
財産収入	利子及び配当金	6,756	4,947	4,947	0	73.2	100.0
寄附金	土木費寄附金	1	0	0	0	0.0	-
繰入金	基金繰入金	300,000	0	0	0	0.0	-
諸収入	違約金及び延納利息	0	1,338	1,338	0	-	100.0
	雑入	5,866	187	187	0	3.2	100.0
市債	土木債	82,000	0	0	0	0.0	-
計		581,131	133,359	132,920	439	22.9	99.7

歳 出

(単位:千円、%)

項 目		予 算 現 額 (A)	支出負担行為済額 (B)	予 算 残 額 (A) - (B)	執 行 率 (B/A) × 100
民 生 費	児童福祉総務費	41,135	26,496	14,639	64.4
土 木 費	公園緑地総務費	302,122	242,200	59,922	80.2
	公 園 費	2,189,287	1,970,132	219,155	90.0
	緑 化 事 業 費	236,812	214,785	22,027	90.7
計		2,769,356	2,453,613	315,743	88.6

収入済額の主なものは、土木使用料における中央総合公園等の都市公園使用に係る都市計画使用料 126,245 千円である。

支出負担行為済額の主なものは、次のとおりである。

公園費

委託料 1,153,405 千円 (中央総合公園施設運営管理委託料等)

工事請負費 763,104 千円 (中央総合公園市民球場スコアボード改修工事費等)

緑化事業費

委託料 202,061 千円 (市道街路樹等年間管理業務委託料等)

(2) 経理事務について

ア 収入事務について

税外調定書等の計数については、適正に執行されていると認められた。

イ 支出事務について

支出負担行為決議書等の計数及び資金前渡された経費等の精算状況については、適正に執行されていると認められた。

ウ 契約事務について

市道伝馬町線ほか12路線街路樹等年間管理業務委託契約書及びその他の契約文書については、おおむね適正に処理されていると認められた。

エ 現金の出納について

現金により徴収されている飼料販売収入については、遅滞なく収納されていると認められた。

(3) 財産管理について

公有財産及び備品管理等については、おおむね適正に管理されていると認められた。

河 川 課

(1) 予算の執行状況について

予算は目的に従って適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

一般会計

歳 入

(単位：千円、%)

項 目	予算現額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	対予算現額 (C/A)×100	対調定額 (C/B)×100
使用料及び手数料						
土木使用料	2,796	3,967	3,824	143	136.8	96.4
国庫支出金						
土木費国庫補助金	170,194	11,694	11,694	0	6.9	100.0
災害復旧費国庫補助金	24,000	0	0	0	0.0	-
県支出金						
土木費県補助金	146,000	0	0	0	0.0	-
土木費委託金	4,320	4,371	4,371	0	101.2	100.0
財産収入						
不動産売払収入	0	28,714	28,714	0	-	100.0
諸収入						
土木費受託事業収入	840	424	424	0	50.5	100.0
違約金及び延納利息	0	12	0	12	-	-
雑入	16,292	191	191	0	1.2	100.0
市債						
土木債	199,000	0	0	0	0.0	-
災害復旧債	12,000	0	0	0	0.0	-
計	575,442	49,373	49,218	155	8.6	99.7

歳 出

(単位：千円、%)

項 目	予算現額 (A)	支出負担行為済額 (B)	予算残額 (A) - (B)	執行率 (B/A)×100
土木費				
河川総務費	196,933	128,842	68,091	65.4
河川維持費	278,391	177,936	100,455	63.9
河川新設改良費	1,541,931	1,299,642	242,289	84.3
消防費				
水防費	24,905	11,479	13,426	46.1
計	2,042,160	1,617,899	424,261	79.2

収入済額の主なものは、不動産売払収入の土地売払収入 28,714 千円である。

支出負担行為済額の主なものは、次のとおりである。

河川新設改良費

 工事請負費 614,120 千円 (六名貯留池耐震補強工事費等)

 公有財産購入費 435,717 千円 (占部川下流遊水地整備事業用地費等)

 委託料 172,315 千円 (占部川取水施設詳細設計業務委託料等)

河川維持費

工事請負費	101,215 千円（前田川修繕工事費等）
委託料	72,695 千円（乙川噴水点検整備業務委託料等）

(2) 経理事務について

ア 収入事務について

税外調定書等の計数については、適正に執行されていると認められた。

イ 支出事務について

支出負担行為決議書等の計数及び資金前渡された経費等の精算状況については、適正に執行されていると認められた。

ウ 契約事務について

六名貯留池耐震補強工事に係る工事請負契約書及びその他の契約文書については、おおむね適正に処理されていると認められた。

(3) 財産管理について

公有財産及び備品管理等については、おおむね適正に管理されていると認められた。

別紙

各課指摘事項

課 名	指 摘 内 容
技術管理課 土木用地課 道路維持課 道路建設課 公園緑地課	<p>機器賃貸借契約において、相手方は機器の保守・点検等をメーカー等に委託することができる旨規定しているが、具体的なメーカー等の表示がなかった。これは、契約の相手方でない第三者への再委託に相当するものと思われるため、今後はその協議、承諾について適正に処理されたい。</p>
公園緑地課 河川課	<p>公園・水路用地として使用するための土地について、地上権が設定されているものが見受けられたが、公有財産の物権（地上権）として手続きがされていなかったため、公有財産管理規則に準拠して適正な処理をされたい。</p>
技術管理課	<p>工事積算システム拡張機器賃借の長期継続契約において、歳出予算の減額又は削減があった場合、市は契約を解除し、残りの賃借料を相手方に支払うという将来の義務費が発生して債務負担行為が必要になると思料される条項が見受けられたため、今後は契約内容について検討されたい。</p>
土木用地課	<p>市の用地取得に必要な証明書の無料交付依頼書について、年度当初に様式のみ決裁がとられ、その後、個々の相手方への同依頼書の交付については、決裁の手続きはされていなかったため、適正に対処されたい。</p>
道路維持課	<p>名鉄東岡崎駅前地下通路清掃業務委託契約において、契約書に規定された第三者に再委託する場合の書面による協議・承諾手続きがなされていなかったため、今後は適正な処理をされたい。また、この協議の際に、相手方、業務内容、金額等について、適正な再委託であるかどうかを十分に検証されたい。</p>
道路建設課	<p>道路予定区域の用地について、行政財産目的外使用の許可により資材置場として使用させていたが、本件の場合、道路法第 91 条第 2 項の規定により道路占用許可の対象となるものと思料されるため、適正に対処されたい。</p> <p>当初設計金額 200 万円以上の工事について、工事検査要領に規定されている工事成績評価表が請負人に交付されていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>
公園緑地課	<p>公園内の自動販売機、喫茶室について、指定管理者が施設設置及び管理許可の申請をして市が許可しているが、他の業者に転貸していた。転貸することは許可処分の性質上認められないので、法令等に準拠した適正な手続きをされたい。</p> <p>奥殿陣屋施設管理委託において、受託者に無償貸与している備品類について、使用貸借契約等の貸与手続きがされていないため、適正な処理をされたい。また、契約内容が包括的な管理委託となっており、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に触れるものと思料されるため、法令等に準拠して適正に対処されたい。</p>

公園緑地課	<p>公園環境整備委託業務において、市の建物を作業場所として使用手続きを経ることなく無償貸与していた。また、当該敷地は市が借受けているものであるが、この貸借の手続きもされていないため、適正に対処されたい。</p>
	<p>中央総合公園駐車場の行政財産目的外使用許可の決裁において、使用料減免の場合に、公有財産管理規則第 26 条に規定された、適用法令等の記載がないものが見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。</p>
	<p>岡崎城址公園史跡整備発掘調査業務において、教育委員会社会教育課が契約書に市長印の押印なしで業務を委託していた。また予算課である公園緑地課もそのまま支払いをしていたため、今後は適正に処理されたい。</p>
河川課	<p>準用河川の流水占用料等の減免を受けるために必要な流水占用料等減免申請書の添付がない事例、法定外公共物の占用料等の減免を受けるために必要な申請書への減免の旨の記載がない事例が見受けられたため、関係条例・規則に準拠した適正な対応をされたい。</p>
	<p>占用等の継続の手續において、引き続き許可を受けようとする場合、占用に係る継続申請の手續をしなくてはならないが、未提出のまま許可証を送付していたものが見受けられたため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。</p>

意見

<p>土木建設部 全 体</p>	<p>機器賃貸借契約において、見積り時又は契約後にリース会社からリース機器等の本体価格とリース手数料等の経費を詳細に区分した内訳を提出させて金額をチェックし、再リースする場合にもこれを参考に価格を検証されるよう要望する。</p>
<p>道路維持課 道路建設課 公園緑地課 河川課</p>	<p>公有財産管理規則第 47 条の規定による公有財産台帳作成の適用除外の対象とはならない公有財産について、公有財産台帳が未整備のものについては、関係各課と協議し、速やかに対処されたい。また、道路法、河川法等の関係法令の規定による台帳等が未整備のものについても、速やかに対処されたい。</p>
<p>土木用地課 道路維持課</p>	<p>特殊勤務手当については、条例・規則等の規定に準拠して適正に対応されたい。</p>
<p>道路維持課 道路建設課</p>	<p>国等への業務委託について、相手方が提示した金額で契約されているが、市においても積算を行い契約金額の妥当性を検証されたい。</p>
<p>道路維持課</p>	<p>複数の業務の単価契約において、一つの業務について入札させ、その他については設計単価比率を乗じて決定しているが、価格競争の観点から再検討されたい。</p>
<p>河川課</p>	<p>河川等の占用料の未収金について、債権管理規則第 6 条に規定されている債権管理簿の作成、督促、延滞金徴収、時効、不納欠損等の債権管理を法令等に準拠し適正に対応されたい。</p>

財政援助団体監査

1 監査の対象

岡崎市婦人自主防災クラブ連絡協議会

2 監査の実施期間

平成21年1月23日～平成21年4月30日

3 監査の範囲

平成19年度（4月1日～1月31日）における財政援助対象事業の出納及びその他の事務の執行について

4 監査の実施概要

この監査は、財政援助対象事業が援助目的に従い市規則等に準拠して適正に執行されているかどうかについて、提出された監査資料により事務局の説明を求め、関係書類に基づき試査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取して実施した。

5 監査の結果

各事務は、援助目的に従い市規則等に準拠しておおむね適正に執行されていると認められたが、別紙のとおり指摘事項等が見受けられた。

なお、結果概要については次のとおりである。

(1) 市補助金について

補助事業の概要は、次のとおりである。

- 事業名 岡崎市婦人自主防災クラブ連絡協議会事業
- 補助の目的 当該クラブの円滑な運営を図るとともに、クラブ活動を通じて防災に関する知識、技術及び見聞を広め家庭防火のみならず地域防災へとその輪を広げ、「安全で住みよい町づくり」を目指す有意義なクラブ活動を推進するため。
- 事業の内容 ① 家庭の主婦に対して、消防及び防災に関する知識の普及を図る事業
② 各婦人自主防災クラブに対して、消防及び防災に関する知識の普及並びに技能の習得及び向上を図る事業
③ 各婦人自主防災クラブ相互の連絡調整事業
④ その他婦人自主防災クラブの活動を支援する事業
- 期間 平成19年4月1日～平成20年3月31日
- 総事業費 2,339,418円
- 市費補助金額 2,339,418円
- 算定基礎 規定する事業を実施する上で必要な額

(2) 予算の執行状況について

収入支出事務については、援助目的に従いおおむね適正に執行されていると認められた。

なお、予算の執行概要は、次のとおりである。

収入

(単位:千円)

項目	予算現額	収入済額	備考
市補助金収入	2,340	2,340	概算払い

支出

(単位:千円)

項目	予算現額	支出済額	備考
活動費	1,200	1,200	
会議費	137	138	
助成費	308	303	
研修費	551	535	
修繕費	47	45	
消耗品費	91	118	
諸費	6	0	
計	2,340	2,339	返納精算

別紙

指摘事項

岡崎市物品管理規則に規定された手続きを経ることなく、市の備品である小型動力ポンプ等を各クラブへ無償貸付けしているものが散見されたので、同規則に準拠して適正に対処されたい。また、当該備品の修繕費が補助金から支出されている等、補助対象にそぐわないものが見受けられたので、使途基準を明確にし、今後は適正な処理をされたい。

意見

連絡協議会から各クラブへ交付している活動費等については、間接市費補助金に該当することからも、使途及び実績確認を十分に行ったうえで金額を確定し、適正な精算処理をするよう検討されたい。

工 事 監 査

1 監査の対象

地下貯留浸透施設整備工事（土木建設部河川課）

2 監査の実施期間

平成20年11月28日～平成21年4月30日

現地調査日 平成21年1月19日

3 監査の実施概要

この監査は、次の各項目について法令に準拠して適正に執行されているかどうかについて、提出された監査資料により部課長等の説明を求め、関係書類に基づき試査するとともに、関係職員の説明を聴取し、かつ、現地調査も実施した。

なお、この監査にあたっては技術的観点の主眼としたため、協同組合総合技術士連合の協力を得た。

- (1) 工事が予算の所期する目的に適合しているか。
- (2) 工事が設計図書及び仕様書のとおり出来ているか。

4 監査の結果

工事は、適切な設計及び施工監理がされており、適正に執行されていると認められた。

なお、結果概要については、次のとおりである。

地下貯留浸透施設整備工事

(1) 工事場所

岡崎市城南町1丁目地内

(2) 工事の概要

地下貯留浸透施設工 1箇所

(3) 工事請負業者

株式会社畔柳組

(4) 設計業務委託業者

三井共同建設コンサルタント株式会社

(5) 事業費

契約金額 71,715,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 契約工期

平成20年8月5日～平成21年2月27日

(7) 工事進捗率

80%（平成21年1月19日現在）

本工事は、下流域の浸水被害の軽減のため、城南小学校のグラウンド内に地下貯留浸透施設を設置し雨水流出抑制を図るものである。

工事の施工については、設計図書及び仕様書に基づき工程表に従い順調に進められ、適正に執行されていると認められた。

工 事 監 査

1 監査の対象

配水管布設替工事（水道局工務課）

2 監査の実施期間

平成20年11月28日～平成21年4月30日

現地調査日 平成21年1月19日

3 監査の実施概要

この監査は、次の各項目について法令に準拠して適正に執行されているかどうかについて、提出された監査資料により局長等の説明を求め、関係書類に基づき試査するとともに、関係職員の説明を聴取し、かつ、現地調査も実施した。

なお、この監査にあたっては技術的観点の主眼としたため、協同組合総合技術士連合の協力を得た。

- (1) 工事が予算の所期する目的に適合しているか。
- (2) 工事が設計図書及び仕様書のとおり出来ているか。

4 監査の結果

工事は、適切な設計及び施工監理がされており、適正に執行されていると認められた。

なお、結果概要については、次のとおりである。

配水管布設替工事

(1) 工事場所

岡崎市橋目町地内

(2) 工事の概要

φ150D I P - E (N S) L = 126.3m

φ100D I P - E (N S) L = 657.9m

φ 50 P E L = 837.3m

(3) 工事請負業者

武田機工株式会社

(4) 設計業務

自主設計

(5) 事業費

契約金額 36,828,960 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

(6) 契約工期

平成20年7月10日～平成21年2月20日

(7) 工事進捗率

74.3% (平成20年12月末現在)

本工事は、下水道部下水工事課施工による下水道管渠築造工事に伴い、支障となる配水管を布設替するものである。

工事の施工については、設計図書及び仕様書に基づき工程表に従い順調に進められ、適正に執行されていると認められた。

平成20年度
岡崎市公共工事技術調査業務
報告書

平成21年2月27日

協同組合 総合技術士連合

1. 技術調査対象工事名称

- I 地下貯留浸透施設整備工事
- II 配水管布設替工事

2. 調査実施日

平成21年1月19日(月)

3. 調査場所

市庁舎会議室及び当該工事現場

4. 監査執行者

代表監査委員(識見)	今泉 孝一
監査委員(識見)	中根 常彦
監査委員(議選)	永田 寛
監査委員(議選)	内藤 誠

5. 調査立会者

監査委員事務局

局長	中村 幸雄
次長	宇野 則子

6. 技術調査業務(報告書共)実施技術士

協同組合 総合技術士連合

大櫛 昌良 技術士(建設部門)

〒530-0047 大阪市北区西天満5丁目1番19号

(高木ビル408)

TEL : 06-6311-1145

FAX : 06-6311-1146

Eメール : info@pea.or.jp

I 地下貯留浸透施設整備工事

I-1 工事内容説明者

1) 担当部課

土木建設部河川課

土木建設部長	小野	博章
河川課長	吉口	雅之
河川課北西部班班長	岩瀬	広三
河川課北西部班主任主査	山本	隆司
河川課北西部班主査	石村	光一
河川課総務班班長	高橋	讓
河川課総務班主査	足立	快

I-2 工事概要

1) 工事場所

岡崎市城南町1丁目 地内

2) 工事内容

地下貯留浸透施設工 1箇所

3) 工事請負業者

株式会社 畔柳組

4) 設計業務委託業者

三井共同建設コンサルタント株式会社

5) 事業費

請負金額 71,715,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6) 工事期間

平成20年8月5日より平成21年2月27日まで

7) 工事進捗状況

計画出来高 55%, 実施出来高 80% (平成 21 年 1 月 19 日現在)

8) 工事監督員

土木建設部河川課北西部班 主査 石村 光一

I-3 総括所見

工事監査資料及び設計方針、関係技術調査資料から計画、調査、設計、積算、契約、施工計画、施工管理、出来形等の書類関係並びに現地状況技術調査を行なった結果は、総体的に適切かつ妥当であり、特に問題となる点はなかった。

I-4 工事着手前における技術調査の着目点

1) 工事計画 (工事監査資料から転記)

下流域の浸水被害の軽減のため、城南小学校のグラウンド内に地下貯留浸透施設を設置し、雨水流出抑制を図る。

2) 地質調査

土質調査は近接する小学校建築工事用既存資料を参考としていた。

- ・岡崎市立城南小学校屋内運動場建設地質調査報告書 (昭和 53 年 11 月)

東建地質調査株式会社 名古屋支店

ボーリング L=15m 3ヶ所、L=16m 1ヶ所、L=18m 2ヶ所

- ・岡崎市六ツ美北部小学校 (仮設) 校舎建設用地質調査報告書 (昭和 51 年 4 月)

川崎地質株式会社 名古屋支店

ボーリング 5本

3) 設計方針及び設計

- ・設計方針

城南小学校のグラウンドは、最寄の非難場所 (地震時、風水害時) の指定である。

- (1) 地下貯留浸透施設整備 (城南小学校) の貯留量の考え方 [岡崎市] の方針に従っていた。(下記に転記)

【 当該小学校の流域では、近年、急速な宅地化の進展による保水能力の低下とともに雨水の流出量が急激に増加している。

一方、雨水管渠については計画降雨 5 年確率での整備が完了しているが、下

流放流先となる一級河川占部川が未改修であるため、現状においては浸水被害が頻発する状況であると同時に、今後についても一層深刻化することが懸念される。

そのような状況から、本地下貯留浸透施設整備では校内に降った雨水について、雨水管及び占部川の計画対象降雨である5年確率降雨におけるピーク放流量を、未改修である占部川の現況河道流下能力見合いの放流量に抑制するため、地下貯留池において一時的に雨水を貯留することで下流の浸水被害の軽減を図ることを目的とする。

1. 対象流域面積

当該小学校の道路下暗渠ボックスに導水可能な面積 $A=1.27\text{ha}$

2. 計画降雨

下流放流先河川である一級河川占部川の暫定改修計画規模5年確率(47mm/hr)を対象降雨とする。

3. 許容放流量

許容放流量は一級河川占部川の現況の比流量 $1.8\text{m}^3/\text{s}/\text{km}^2$ であることから、今回流出抑制が可能となる対象流域面積 1.27ha としては、

許容放流量 $Q=1.8\text{m}^3/\text{s}/\text{km}^2 \times 0.0127\text{km}^2 = 0.022\text{m}^3/\text{s}$

4. 洪水調節容量

上記の条件から、5年確率降雨におけるピーク流量に対し許容放流量まで流出をカットすることで必要な洪水調節容量は、(流入流出ハイドログラフより) $Q=1,050\text{m}^3$

よって、今回建設する貯留浸透施設容量は $Q=1,095\text{m}^3$ としている。】

(2) 貯留浸透施設(地下プラスチック製)における設計外力と耐震性能の考え方 (下記に転記) 岡崎市河川課

【プラスチック製地下貯留施設に関して、設計に考慮すべき設計外力と要求される耐震性能についての規定は無いことから、治水施設である排水樋門を例として以下のように取り扱うこととする。

I. 樋門の考え方

①樋門の重要度の区分

A種：下記以外の樋門

B種：地震による被災時の二次災害の可能性及びその規模、立地条件、施設の機能・規模、復旧の難易度等を勘案し重要と認められる樋門

②樋門の耐震設計法

樋門の耐震設計は、その重要度により必要とされる耐震性能を確保す

る。

A 種及び B 種の樋門（特に重要な樋門を除く）は、過去の地震発生の時間的経過に基づいて樋門の供用期間中に 1～2 度発生すると考えられる強さの地震動（レベル 1 地震動）に対して損傷することがないこととする。

また、B 種のうち特に重要な樋門は、レベル 1 地震動に対して損傷することが無く、内陸直下型（兵庫県南部地震）による地震動も対象とした発生確率の極めて低い地震動（レベル 2 地震動）に対しては、限定された損傷（機能に致命的な損傷はなく、軽微な補修で復旧できる程度）にとどめることを目標とする。

これらの設計法を区分すると、

A 種 : 震度法

B 種（重要な樋門） : 震度法

B 種（特に重要な樋門） : レベル 2 地震動を考慮した設計

である。

II. プラスチック製地下貯留施設の考え方

上記樋門と比較した場合に、本貯留浸透施設は治水上の重要度（総合治水計画に位置付けは無く、洪水時における流出抑制力は低く貯留量も小規模）及び二次災害の危険度ともに低く^{※1}、また被災した場合の復旧に関しても容易であり、短期間で小額の復旧が可能であることなどを考慮して耐震性能を検討することとする。

なお、その場合における検討としては、レベル 1 地震動に対して当該施設の液状化に関し岡崎市防災情報（防災課）の資料及び地質調査資料により検討を行うものとするが、液状化対策が必要となった場合においても、対策に要する費用対効果を十分検討し、被災に対する復旧の方が安価と思われる場合には液状化対策を省略できるものとする。

[参考] 地図から調べる防災情報

城南小学校（H20 工事）

・液状化危険度（防災情報より）

東海地震 : 液状化の危険度が低い

東南海地震 : "

東海・東南海地震連動 : 液状化の危険度が高いとの評価であり、当該地震はレベル 2 であることから液状化対策は考慮しないものとしている。

※1 : 地下貯留施設が破損した場合にも、貯留水が外部に流出し損害を与え

る心配はほとんど無く、また、深度も浅いため、校舎等の周辺構造物へ重大な影響を及ぼすことは考えにくい。】

・設計

詳細設計で使用した設計条件は、設計方針で定めた条件を使用していた。即ち、降雨強度は、5年確率で47mm/h rとし、流域面積は、学校敷地内であった。

貯留浸透施設容量は $Q=1,095\text{m}^3$ 、必要な洪水調節容量は $Q=1,050\text{m}^3$ であった。

地域流域及び下流の排水管路別流量は、詳細な資料整理と検討ができており、オンサイト貯留量の検討内容も詳細な計算をしているので、その内容は良好であった。

貯留槽形式の比較検討により、プラスチック製雨水貯留浸透槽を選定していた。プラスチック製雨水貯留浸透槽は、ポリプロピレン成形品（ $W720\times D720\times H390-5$ 個/ m^3 ）で、貯留率が96%、開口率44.9%であった。

貯留槽からの排水は、下流接続管の管上部に自然流下とする勾配の設計であった。

必要な洪水調節容量は、（流入流出ハイドログラフより） $Q=1,050\text{m}^3$ であり、今回建設する貯留浸透施設容量は $Q=1,095\text{m}^3$ であった。

泥溜柵、導水管、放流管、オリフイス柵、貯留槽底板基礎、排水勾配、沈殿土砂排水清掃口、管理人孔、貯留槽外周（外周壁、上下底外周）シート類、天板等の設計内容はよいと判断した。

貯留槽の貯留量計算、耐震性その設計内容は適切であり、設計内容は全体的に良好であった。

4) 積算

設計積算資料は以下の通りである。

積算基準及び歩掛表(その1)(その2)(平成19年10月1日改訂 愛知県建設部) 公園・緑化工事の積算(公園・緑化工事積算研究会編) 財団法人経済調査会発行 設計採用単価は、設計単価表(愛知県建設部発行)、建設物価2008年6月号から採用し、貯留槽は5社見積による最低単価を採用していた。

数量計算は市担当者が重点的にチェックし、積算者とは別に検算者がチェックして検算をしており、主要工種について重点的にチェックした結果、問題となる点は見当たらなかったため、積算は全体として適切な積算方法と内容であると判断した。

5) 契約

契約に必要な書類(契約書、内訳書、着工届、工程表、現場代理人、主任技術者)

は完備できており、その内容は適正であった。

主任技術者は、1級土木施工管理技士の資格を有しており、適格者であった。

<保険関係>

前払金は、辞退届の提出ができていた。

公共工事履行保証保険証券が提出できていた。

労災保険成立証明書の複写が添付できていた。

建設業退職金共済掛金収納書の提出ができていた。(810枚/1日券)

I-5 工事着工後における技術調査の着目点

1) 施工関係

①施工計画書

施工計画書には各工事の施工計画が整理できており、必要事項を項目別に記述しているので、その内容は適切であった。

施工フローは、準備工、貯留槽底部透水シートの敷設、シンシンプロック組立、貯留槽側面透水シートの敷設、貯留槽上部透水シートの敷設、天板、流入管・放流管について施工方法が説明ができていた。

産業廃棄物処理計画(委託契約書、処分業許可証、収集運搬業許可証、処分地及び運搬経路図、マニフェスト)は整理できていた。

施工体制台帳、下請負通知書、工程表等の内容は適切なものであった。

②使用材料

使用材料承諾願にある各材料の形状寸法及び品質、強度は、監督員がチェックしており、設計に適合するものでありよいと認めた。

プラスチック製雨水貯留浸透槽は、運動場機能を損なうことの無い強度を有する材料であった。

コンクリートの配合強度、各材料試験及び圧縮強度試験結果は基準値ならびに設計基準強度を上回っている所以と判断した。

③施工管理

品質管理は、当日作業分のシート本体及び接合部の点検を、目視と検査棒で行い不具合箇所がある場合は、マーキングして当日あるいは翌日一番に補修をしていた。補修方法は、補修用シート(パッチシート)を張り合わせる方法であった。

工事記録(日報)、工事写真、納品伝票等の整理状況はよいと判断した。

④出来形

施工に関する記録、試験、検査、工事記録写真による出来形の内容はよいと判断した。

⑤施工状況

<工事写真>

施工状況は全般的に良好であった。

<現場>

貯留槽の施工及び表土施工は完了しており、全体として現場の出来栄は良好であった。

⑥安全衛生管理

安全衛生管理計画、及び組織図の内容は適切であり、安全活動及び安全掲示状況もよく、安全訓練等の実施報告書の整理も出来ており、現場の整理整頓状況も良好で、無事故無災害で推移しているため、安全管理状況はよいと判断した。

2) 工程

工程の進捗は80%程度で、目視の限り設計図書ならびに施工計画に従って施工されており、工期内完成見込みである。

3) 監督

工事打合せ簿もあり、設計、施工、材料等に関して、適時に監督ができており、十分監督が行われていると判断した。

4) 設計変更

現時点では発生していないとのことであった。

5) 技術調査結果の要点

全般的に良好で、特に問題となるところは見当たらなかった。

6) その他の所見

特になし

以上

II 配水管布設替工事

II-1 工事内容説明者

1) 担当部課

水道局工務課

水道局長	鈴木 幸二郎
工務課長	本田 栄一
工務課工事2班班長	大島 俊一
工務課工事2班主任主査	杉田 昌久
工務課工事2班技師	永田 愛
工務課工事2班技師	桜井 淳
総務課長	鈴木 明正
総務課総務班班長	太田 貴之
総務課総務班主事	鈴木 智子

II-2 工事概要

1) 工事場所

岡崎市橋目町 地内

2) 工事内容

φ 150DIP-E (NS)	L = 126.3m
φ 100DIP-E (NS)	L = 657.9m
φ 50PE	L = 837.3m
φ 150 仕切弁	1 基
φ 100 仕切弁	7 基
φ 50 仕切弁	20 基
φ 75 消火栓	4 基

3) 工事請負業者

武田機工 株式会社

4) 設計業務

自主設計

5) 事業費

工事請負金額 36,828,960円(消費税及び地方消費税を含む。)

6) 工事期間

平成20年7月10日より平成21年2月20日まで

7) 工事進捗状況

計画出来高85.5%, 実施出来高74.3%(平成20年12月末現在)

8) 工事監督員

水道局工務課工事2班 技師 永田 愛

II-3 総括所見

工事監査資料及び説明による工事理由、調査資料から計画、調査、設計、積算、契約、施工計画、施工管理等の書類関係及び現地状況を技術調査した結果は、総体的に適切かつ妥当な内容であり、特に問題となる点は見当たらなかった。

II-4 工事着手前における技術調査の着目点

1) 工事計画(工事監査資料から転記)

当工事は、下水道部下水工事課施工による下水道管渠築造工事に伴い、支障となる配水管を布設替するものである。

2) 設計方針及び設計

水道管支障扱いの採択基準として、水道管が掘削内および影響範囲内にある場合は、すべて水道管防護の協議の対象とする。

また、影響範囲内に防護範囲を設定し、防護範囲内の水道管について、岡崎市水道局の水道施設工事ハンドブックに基づき、移設・切り回し等の工事を行う。

今回の監査対象である配水管布設替工事については、土質区分を普通土と想定し、影響範囲：下水掘削底面端より45°の範囲

防護範囲：下水掘削深1.5m以下の時、掘削底面端より30°

とし、水道管の防護対象としていた。

既設管がダクタイル鋳鉄管(K形)について、直管部が露出する場合は、適切な吊り、受け防護を行う。異形部については、水圧による抜け出しの危険が高いため原

則として露出は認めていない。

本工事について、下水工事の掘削延長を1日あたり20mと想定し、20mの範囲内では、水道管は直管部と異形部が混同しているため移設としていた。

既設管が硬質塩ビ管（VP）の場合、水道施設工事ハンドブックでは、掘削内に水道管が露出し、露出延長が5.0m以上の場合は移設等の防護処置が必要としている。

本工事では、露出延長が5.0m以上となるため水道管を移設する設計であった。

また、硬質塩ビ管（VP）が影響範囲内の箇所についても、掘削底面端における鉛直線に対し15°以内の水道管については、移設としていた。

仮設管は、φ50mmポリエチレン管を使用し、各箇所の断水工事とする設計であった。

設計内容は全体的に良好であった。

3) 積算

積算根拠資料は下記の内容であった。

平成19年・水道事業実務必携（全国簡水道協議会：H20年は6月20日発行）

設計基準（水道編）（平成19年10月1日改訂 愛知県企業庁）

設計単価表（水道編）（平成20年4月15日改訂 愛知県企業庁）

積算基準及び歩掛表(その1)(その2)（平成19年10月1日改訂 愛知県建設部）

設計単価表（平成20年4月1日改訂 愛知県建設部）

建設機械等損料表（平成20年度版 社団法人 日本建設機械化協会）

積算資料（2008年4月号 財団法人 経済調査会）

建設物価（2008年4月号 財団法人 建設物価調査会）

材料見積

標準仕様書—工事標準仕様書—（平成18年4月 愛知県建設部）

土木工事現場必携（平成19年4月 愛知県建設部）

水道施設工事ハンドブック（岡崎市）平成13年1月

NS形・SⅡ形・S形 ダクタイル鉄管管路の設計（日本ダクタイル鉄管協会）

NS形ダクタイル管接合要領書（日本ダクタイル鉄管協会）

水道工事標準仕様書（平成18年4月） 岡崎市水道局

数量計算は市担当者が重点的にチェックし、積算者とは別に検算者がチェックして検算をしており、主要工種について重点的にチェックした結果、問題となる点は見当たらなかったため、積算は全体として適切な積算方法と内容であると判断した。

4) 契約

契約に必要な書類（契約書、内訳書、着工届、工程表、現場代理人、主任技術者）は完備できており、その内容は適正であった。

主任技術者は、1級土木施工管理技士の資格を有しており、適格者であった。

<保険関係>

前払金は、辞退届の提出ができていた。

公共工事履行保証保険証券が提出できていた。

第三者賠償責任保険証券が提出できていた。（1事故：身体5千万円財物2億円）
労災保険成立証明書の複写が添付できていた。

建設業退職金共済制度については、建設業退職金共済契約者証があり、「共済契約者証」「掛金収納書」「共済証紙受払簿」等の写しを適宜提示させ確認をし、あわせて標識の掲示を現場にて確認ができていた。

II-5 工事着工後における技術調査の着目点

1) 施工関係

①施工計画書

施工計画書には各工事の施工計画が整理できており、必要事項を項目別に記述しているので、その内容は適切であった。

産業廃棄物処理計画（委託契約書、処分業許可証、収集運搬業許可証、処分地及び運搬経路図、マニフェスト、集計表）は整理できていた。

下請負通知書、工程表等の内容は適切なものであった。

②使用材料

使用材料承諾願にある各材料の形状寸法及び品質、強度は、監督員がチェックしており、設計に適合するものでありよいと認めた。

管類、水道機器類（止水栓、仕切弁、消火栓）、水道管保護砂（山砂）、路盤材（RC-40）、ポリエチレン管（仮設用）等の材料は、材料検査ができており、NS管チェックシートなどにより、設計仕様に適合していることの確認ができていた。

③施工管理

品質管理（配水管類、水道機器類等）、工事記録（日報）、工事写真、工事打合せ記録、段階確認書及び施工状況把握報告書、工事記録、納品伝票等は、工事進捗に応じて整理ができており施工管理状況はよいと判断した。

配水管等給水開始前検査記録の整理ができており、給水水質確保に努めていたのでよいと認めた。

④出来形

施工に関する記録、試験、検査、工事記録写真による出来形の内容はよいと判断した。

⑤施工状況

<工事写真>

現場での出来形状況及び施工状況で問題となるところはなく、全般的に良好であった。

<現場>

仮設用ポリエチレン管の配管状況は、下水工事中の安定のため境界コンクリート等に仮固定をしてトラブル回避ができていると判断できた。

消火栓設置、仮舗装、本復旧などの現場の出来栄は良好であった。

⑥安全衛生管理

安全衛生管理計画、及び組織図の内容は適切であり、安全活動及び安全掲示状況もよく、安全訓練等の実施報告書の整理も出来ており、社内パトロール・安全点検・保安点検、車輛点検等の現場における整理整頓状況も良好で、無事故無災害で推移しているので、安全管理状況はよいと判断した。

2) 工程

工程の進捗は74.3%程度で、目視の限り設計図書ならびに施工計画に従って施工されており、工期内完成見込みである。

3) 監督

工事打合せ簿もあり、設計、施工、材料等に関して、適時に監督ができているので、十分監督が行われていると判断した。

4) 設計変更

現時点では発生していないとのことであった。

5) 技術調査結果の要点

全般的に良好で、特に問題となるところは見当たらなかった。

6) その他の所見

特になし

以 上